令和2年 第3回定例会

高山村議会会議録

令和 2 年 9 月 4 日 開会 令和 2 年 9 月 18日 閉会

高山村議会

令和2年第3回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月4日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件2
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
○事務局職員出席者····································
○開会の宣告····································
○村長挨拶4
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名6
○会期の決定
○認定第1号~認定第8号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○報告第1号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
○承認第1号~3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決11
○吾妻環境施設組合議会議員の選挙について14
○高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について
○同意第1号の上程、説明、採決16
○議案第1号の上程、説明・・・・・・・・・・・18
○議案第2号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
○議案第3号の上程、説明25
○議案第4号の上程、説明・・・・・・・・・・・26
○議案第5号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
○議案第6号の上程、説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
○議案第7号~議案第10号の一括上程、説明・・・・・・・・・・・28
○陳情書等について3 6
○一般質問
5番 野 上 冨士夫 君36

	1番	後	藤	明	宏	君3	8	
	6番	Щ	口	英	司	君4	0	
	4番	後	藤		肇	君4	2	
○休	会に~	ついて	·····			4	3	
○散会の宣告4 4								
第	2 -	亭	(9月	1 8	3日)			
○議	事日和	呈				4	5	
〇本	日の名	会議に	こ付し	_ン た事	事件…	4	6	
〇出	席議員	∄ ·····				4	6	
〇欠	席議員	員 ·····				4	6	
○地	方自治	台法第	第12	2 1 弅	きの規	B定により説明のため出席した者の職氏名4	6	
○事務局職員出席者4 6								
○開議の宣告····································								
○委	員会幸	设告…				4	7	
〇付	託陳忖	青書氰	客 查約	吉果幸	设告…	5	1	
○発	委第 :	1号の	り上程	呈、該	说明、	質疑、討論、採決	3	
○議	案第 :	1号の	の質疑	圣、青	討論、	採決	4	
○議	案第2	2号の	の質疑	圣、青	討論、	採決	4	
○議	案第:	3号の	つ質疑	赴、 詩	讨論、	採決	5	
○議	案第	4号の	の質疑	圣、青	討論、	採決	5	
○議	案第:	5号0	の質疑	圣、青	討論、	採決	6	
○議	案第(3号の	つ質易	毫、 壽	讨論、	採決	7	
○議	案第′	7 号~	~議第	≷第 1	0 号	Hの質疑、討論、採決	7	
○認	定第	1 号~	~認定	官第8	3号页)質疑、討論、採決6	7	
○委	員会の	の閉会	会中の)継続	売調査	E (審査) 申出書について9	0	
○議	員派遣	貴につ	ついて	Ç	• • • • • •	9	1	
○閉	会の国	宣告…				9	1	
○署	名議員	∄ ·····				9	3	

令和2年第3回高山村議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月4日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 令和元年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 日程第 8 認定第 6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 日程第 9 認定第 7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 日程第10 認定第 8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 日程第11 報告第 1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会 計補正予算(第3号))
- 日程第13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度高山村一般会計補正予算(第4号))
- 日程第14 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度高山村一般会 計補正予算 (第5号))
- 日程第15 選挙第 1号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第 2号 高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第17 同意第 1号 高山村教育委員会委員の任命について

日程第18 議案第 1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定につい て

日程第19 議案第 2号 高山村税条例の一部改正について

日程第20 議案第 3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について

日程第21 議案第 4号 高山村基金条例の一部改正について

日程第22 議案第 5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について

日程第23 議案第 6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約について

日程第24 議案第 7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)

日程第25 議案第 8号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第26 議案第 9号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第27 議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2 号)

日程第28 陳情書等について

日程第29 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 後藤明宏君 2番 佐藤晴夫君

3番 林 和 一 君 4番 後藤 肇 君

5番 野上富士夫君 6番 山口英司君

7番 平形 眞喜夫 君 8番 奈良哲男君

9番 小 林 進 君 10番 林 昌 枝 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長後藤幸三君 副村長 平形郁雄君

教 育 長 廣君 代表監査委員 後藤友良君 山口 会計管理者兼 税務会計課長 総務課長 割 田 眞 君 星 野 茂樹 君 保健みらい 住民課長 飯 塚 欣 也 君 割 田 信一 君 農林課長 平 形 英 俊 君 建設課長 飯 塚 優一郎 君 地域振興課長 林 隆 文 君 教育課長 金井 等 君

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤 好 書 記 林 大生

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長(林 昌枝君) 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。 ただいまから令和2年第3回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

- ○議長(林 昌枝君) 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。 村長。
- **〇村長(後藤幸三君)** 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回定例会開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

令和2年第3回高山村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、ご多用の中全員の方のご出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様には、日頃より村政の発展と村民福祉増進のため、ご尽力いただいておりますことに心から厚く御礼を申し上げます。初めに、本年7月、九州地方を初め広範な地域におきまして甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の災害により、お亡くなりになりました方々や被災を受けられました皆様方に心より哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げます。併せまして、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念しております。

さて、新型コロナウイルス感染症は日本の経済や生活、働き方、教育、行政、医療、防災など様々な分野での社会や価値観の変容をもたらし、今までの生活様式から、いわゆる3密を避けた新しい生活様式を取り入れることを余儀なくされております。

まさに世界中を震撼させたこの目に見えない敵との戦いの中で、国内の状況は、首都圏を中心に感染の拡大が続き、日によっては全国で1,000人を超える方の感染が確認されております。

本県においてもクラスター等の発生により感染者が増え続け、感染防止対策の徹底が図られているところでございますが、こうした中、本村は、感染防止対策に対する皆様の深い理解とご協力により、幸いにも感染者の発生はございません。しかし、県内での感染者が急増する中におきましては、感染リスクは当然高まることから、今後のさらなる状況に応じた対

応が必要となります。村民の安全・安心な生活の確保を図るため、その対策にはスピード感 と柔軟性を持って取り組んでまいりたいと考えております。

一方、この感染症の総合対策といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、総額を約1億8,000万円を限度額とし、有効に活用しながら、引き続き村民生活や地域経済への支援、感染拡大防止等の効果的な取り組みを迅速かつ的確に展開してまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、台風シーズンを迎え、現在発生の台風10号の影響は懸念されるところでございますが、台風は、ゲリラ豪雨とは違い事前に備えることができますので、その対策には万全を期して取り組んでまいります。自然災害のリスクが年々増大している中、いつ、いかなる形で発生するのか予測できない各種災害に対しまして、危機感を持って日々の行政執行に努めてまいる所存でございます。村民の生命・身体・財産を守ることが、我々に課せられた使命でありますが、それには議会を初めとする、関係機関、団体、及び住民皆様との連携が欠かせません。議員各位におかれましては、安全・安心な村づくりのため、今後とも一層のご理解ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本年度の本村における各種事業の進捗状況につきましては、幾つかの課題もあるわけでございますが、議員各位のご協力の下、順調に推移されておるものと考えております。引き続きご協力をお願い申し上げる次第でございます。

このような中におきまして、地域の資源を活用した村の中心地づくりとして整備を進めておりますが、道の駅中山盆地の周辺整備につきましては、現在進めております観光交流館の建設において、建物構造に伴う適合判定が未確定のため事業が遅延しております。ご心配をおかけしておるところでざいますが、住民皆様に喜んで頂ける施設とするため、中心地に必要な機能を協議検討しながら進めてまいる所存でございます。

住民福祉の増進を図ることを基本として、村民一人一人が「高山村に住んでいてよかった」と実感できる村づくりのため、議員各位の協力をいただきながら進めてまいりたいと考えて おるところでございます。今後ともご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

本日、ご提案申し上げます案件は、令和元年度決算認定8件、報告1件、承認3件、同意 1件、条例制定及び一部改正等5件、高山村テレピ無線共聴システム設置工事の変更請負契 約及び令和2年度高山村一般会計並びに3特別会計のそれぞれ補正予算となります。慎重に 審議をいただき、それぞれお願い申し上げ、議会招集の挨拶とさせていただきます。 ______

◎開議の宣告

○議長(林 昌枝君) 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(林 昌枝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番、後藤肇議員及び5番、野上 富士夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(林 昌枝君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間としたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月18日までの15日間と決定しました。

◎認定第1号~認定第8号の一括上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第3、認定第1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定 についてから日程第10、認定第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入 歳出決算認定についてまでの8案件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 認定第1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についての8認定案件は、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和元年度の一般会計及び7つの特別会計の決算書が会計管理者により提出されました。 これを受け、8月中に監査委員に審査をしていただきましたので、その意見書を添えて議会 の認定に付するものでございます。

今日の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の感染蔓延による危機が本格化した4月から6月期、世界経済と同様に過去最悪のマイナス成長に陥っております。国では、第1次補正予算、第2次補正予算で、併せて57兆6,000億円もの補正予算を組み経済を立て直すべく様々な取り組みを実施しております。しかし、感染の再拡大が経済の低迷が長引くことに懸念が強まっております。このことが、今後高山村の財政にどのように関わってくるかまだ見えておりませんけれども、引き続き経済の動向を注視していきたいと考えております。

さて、令和元年度の一般会計を含みます8会計の決算総額は、歳入が45億7,680万454円、 歳出が40億9,371万8,052円でございまして、繰越財源を除きました実質収支は、1億6,130 万9,402円でありました。

前年度、平成30年度と比較して、歳入、繰越財源を含む歳出とも約1割ほど増額となって おります。

その主な要因としては、一般会計における普通建設事業費の増、繰越事業を含めますとテレビ受信対策事業、道の駅整備事業等によるものとなっております。不足する財源には、財政調整基金を取崩しておりますが、令和元年度末には、基金残高が約12億4,000万円と減少の一途をたどっている状況です。

今後も、議員各位を初め関係者等のご協力をいただきながら、中長期財政計画による財政 予測を基に、堅実な行財政運営を進めてまいりたいと考えております。また、監査委員から のご指摘のとおり、限りある財源の中で必要な施策・事業等を精査し、計画的かつ効率的な 行財政運営を進めてまいる所存でございますので、引き続き、村政執行に当たりご協力のほ どをお願い申し上げる次第でございます。

本定例会では、令和元年度一般会計歳入歳出決算及び7つの特別会計歳入歳出決算の内容 を精査していただき、本決算について認定をいただきたいと考えております。決算の内容に つきましては、審査に対し、職員より詳細なご説明をしてまいりますので、よろしくお願い を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(林 昌枝君) ここで、監査委員より令和元年度高山村一般会計及び特別会計歳入歳 出決算審査意見書の報告を求めます。

後藤友良代表監査委員、お願いします。

[代表監查委員 後藤友良君登壇]

〇代表監査委員(後藤友良君) 議長より許可がありましたので、令和元年度高山村一般会計 及び特別会計歳入歳出決算審査意見書の概要について報告させていただきます。

なお、詳細については、お手元に配付されております決算審査意見書を御覧くださいます ようお願いします。

令和元年度高山村一般会計及び特別会計について、令和2年8月5日、6日、11日、12日、24日の5日間、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して正確に作成されているかどうかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び調書類は、関係法令に準拠して作成されており、その係数は関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、 予算の執行及び関連する事務処理は、適切に行われているものと認められました。

村全体の純計決算額は、歳入で42億2,828万9,000円、歳出で37億4,520万7,000円で、昨年と比較すると、歳入は3億5,541万4,000円、率にして9.2%、歳出は7,483万8,000円、率にして2.0%、それぞれ増加しています。

財政の分析指標を見ると、財政力指数は0.38と前年度から改善はしているものの、依然 として低い状態となっています。

経常収支比率は91.4%と高く、弾力性に欠けると思われる比率となっています。

一方で、実質公債費比率は5.4%と低く、健全な財政状況にあると認められました。

財政の構造を見ると、自主財源は49.0%と前年度から12.0ポイントと大きく上昇していますが、これは基金の取崩しによるところが主な要因と考えられます。

収入未済額は、全体で4,882万6,000円となっており、前年度から4,490万4,000円減少しておりますが、これは5,125万6,000円を不納欠損としたためであり、実質的な収入未済額は635万2,000円の増となっています。

収入未済額の中には、今後、不納欠損に結びつくものが相当数含まれているものと見られますので、税収入の確保と税負担の公平を図る上からも、効率的かつ有効な徴収を行うこと

が望まれます。

出産祝金の支給においては、制度の趣旨にそぐわないと思われる支給事例が見受けられました。子育て支援としての効果などを再検証し、制度の再考も必要ではないかと思慮します。 教育費においては、積極的な経費削減に向けた努力が認められました。大変喜ばしいことであります。

厳しい財政状況の中、職員の資質向上を図り、安易な業務委託を避けるなど、より一層の 経費削減に向け、努力されることを期待いたします。

最後になりますが、本年初めに発生した、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない 状況となっており、今後の行財政運営への影響も懸念されるところです。一日も早い収束が 見られることを期待してやみません。

今後とも、村民福祉向上のため、持続的、安定的な村の発展にご尽力いただきますことを お願いいたしまして、決算審査意見書の報告とさせていただきます。

〇議長(林 昌枝君) 大変ご苦労さまでした。

本件については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第11、報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 報告第1号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、当該健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を添えて議会に報告するものでございます。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率が 基準を上回る場合には、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を 図るための財政健全化計画等を策定する義務を定め、当該計画実施の促進を図るために行財 政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするも のでございます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、議案書、ページ上段にございます表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに赤字ではなく黒字決算となりました。次に、実質公債費比率でありますが、5.4%ということで昨年より0.1ポイント下回りましたが、財政状況は、引き続き健全財政を維持しております。次に、将来負担比率ですが、将来負担額を充当可能財源が上回っており財政状況が良好であるということになります。次に、表下段にございます令和元年度決算に基づく資金不足比率でございますが、各特別会計とも資金不足はない状況となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査において担当職員より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(林 昌枝君) ここで、監査委員より令和元年度財政健全化審査及び経営健全化審査 意見書の報告を求めます。

後藤友良代表監査委員、お願いします。

〔代表監查委員 後藤友良君登壇〕

○代表監査委員(後藤友良君) 議長より許可がありましたので、令和元年度財政健全化審査 及び経営健全化審査意見書の報告を行います。

なお、詳細については、お手元に配付されております健全化審査意見書を御覧くださいま すようお願いします。

令和元年度の財政健全化及び経営健全化について、令和2年8月5日に健全化判断比率、 資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかど うかを主眼として審査を行いました。

審査の結果、いずれも適正に作成されており、財政、経営ともに健全で良好な状態である と認められました。

以上で報告を終わります。

〇議長(林 昌枝君) 大変ご苦労さまでした。

以上で報告第1号を終わります。

◎承認第1号~3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会計補正予算(第3号))から日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会計補正予算(第5号))まで3案件を一括議題とします。本件について説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 専決処分の承認を求めることにつきまして、承認第1号から承認第3 号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、国の第2次補正予算、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の高山村の交付限度額1億3,729万5,000円が示され、その使い道を検討していましたところ、感染症対策として早急に整備したい事業につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月14日付で専決処分により4,362万円、7月22日付で専決処分により2,000万円、8月19日付で専決処分により2,800万円の補正を行ったものでございます。補正額につきましては、3回の補正の合計が9,162万円を既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ追加し、3回の補正後の額、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,261万9,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、まず、承認第1号では、9款消防費、1項5目防災諸費において、避難所用の備品としてテント型パーテーション等購入にかかる経費につきまして367万円を、また、10款教育費におきまして、2項小学校費、1目学校管理費で1,458万円、3項中学校費、1目学校管理費で912万円、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費において1,625万円をエアコン設置工事及び水栓交換工事に係る経費として計上させていただきました。

次に、承認第2号では、7款商工費、1項2目商工振興費において、給付型給付金500万円と、応援型給付金1,500万円を、承認第3号では、6款農林水産業費、1項3目農業振興費において給付型給付金1,000万円と、応援型給付金1,800万円を計上させていただきました。

慎重審議の上、原案のとおりご承認くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といた します。

○議長(林 昌枝君) これから承認第1号から承認第3号までの3案件について一括して質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番(山口英司君) 議案書の21ページです。

9 款消防費の防災諸費についてなんですが、これについては災害時の避難所で使うという ふうに思うわけなんですけれども、中身といたしましてはこのテント型パーティション購入 費で182万円、このパーティションというのは、大きさといいますか、どのくらい、1人とか2人とかという、どのくらい入れるものかなというふうに思うんですけれども、揃って使うところの、パーティションの数ですが、そうすると大体この人数でどのくらいの避難時に 避難者が受入れられるかというその辺の説明、それと、もう一つ、感染予防物資の収納倉庫 の購入ということで90万円があるんですけれども、この倉庫というものはどういったものか、説明お願いします。それと同時に、観光交流館の設計書を見ますと、1階に備蓄倉庫、かなり広い、面積が広い備蓄倉庫が予定されています。それとの関連性についても併せて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

〇議長(林 昌枝君) 割田総務課長。

○総務課長(割田 眞君) ただいまの山口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、パーティションのサイズでございますが、縦横同じでございまして、2.1メートルですね、高さが1メートルということで、大体面積としては4.2平米というものでございます。これにどれだけの人数が収容できるかといいますと、大人だけですと実際に入ってみて2名かなと思います。家族等でお子さんがいる場合は、大人2名あとお子さん2名、4名入れるかなという感じでありました。これを現在、6月のときの補正予算で30セット買わせていただきまして、今回の専決処分で70セット、合わせて100になります。これにつきましては、先ほどの人数で申し上げますと、大人だけで使った場合200人ぐらいはこのパーティション型のテントに入っていただくことができるかなと考えております。

それと、備蓄収納倉庫ですね、そちらは今後も台風シーズンを迎えますし、これから、非常用食料とあと水、こういったものを購入させていただきます。それを納める倉庫といたしまして、なかなか今現在場所がないもんですから、その倉庫を2つ買わせていただきまして、道の駅と役場に1か所ずつ置いてございます。その中に、先ほども申し上げましたパーティション等また納めていきたいと考えております。実際、パーティションにつきましては、道の駅の2階にも、ちょっと事務所に向かう通路ございまして、そちらのほうにも、通路が、下ろせるので置いてもいいよということで、今置かせていただいてございます。先に買った

30セットの分ですね、を置かせていただいてございます。この倉庫につきましては、将来観光交流館に備蓄倉庫ができた場合に、その倉庫の中身のものについてはそちらのほうに動かしたいと思います。先に買わせていただいたこの2つの物置、倉庫につきましては、また、別の活用方法ができればいいかなと今考えているところでございます。

以上です。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) これで質疑を終わります。

これから、案件ごとに討論、採決を行います。

最初に、承認第1号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会計補正予算(第3号))を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会 計補正予算(第4号))を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度高山村一般会 計補正予算(第5号))を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎吾妻環境施設組合議会議員の選挙について

〇議長(林 昌枝君) 日程第15、選挙第1号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。 お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名 推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻環境施設組合議会議員に、林昌枝を指名します。

ただいま、議長が指名しました、私、林昌枝を、吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、私、林昌枝が、吾妻環境施設組合議会議員に当選しました。

◎高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長(林 昌枝君) 日程第16、選挙第2号 高山村選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

最初に選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員は、都筑茂さん、関理市さん、野上一二さん、飯塚郁夫さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めること にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、都筑茂さん、関理市さん、野上一二さん、飯塚郁夫さん。以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名 推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、第1順位深代正利さん、第2順位平形武利さん、第3順位松井 久義さん、第4順位寺田哲也さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、第1順位深代正利さん、第2順位平形武利さん、第 3順位松井久義さん、第4順位寺田哲也さん。以上の方が、順序のとおり、選挙管理委員補 充員に当選されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第17、同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題 とします。

本件について説明を求めます。

村長。

〇村長(後藤幸三君) 同意第1号 高山村教育委員会委員の任命について、提案理由の説明 を申し上げます。

平成24年10月から、2期8年間にわたり教育委員としてご尽力くださいました稲川俊昭さんが、9月30日で任期満了となります。後任に中山2,124番地、飯塚岩夫さんを教育委員に任命したいと思います。飯塚さんは、慶應義塾大学法学部を卒業後、株式会社群馬銀行に入行され、平成3年から6年間、平成17年から4年間香港現地法人で勤務されておりました。本年の1月に退職され、現在は株式会社群馬銀行監査部に再雇用で働いていらっしゃいます。海外生活を長く経験され、国際感覚もあり、実績、人格的にも申し分なく教育委員として適任であると考えております。

飯塚さんにおかれましては、これまでの経験から培われた知見をいかんなく発揮していただき、教育行政の実情や課題に柔軟に対応した取組を図っていただきたいと思っております。 議員各位の同意をいただきたくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(林 昌枝君) お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

これから同意第1号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長(林 昌枝君) ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上冨士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱の点検をします。立会人は点検をお願いします。

[投票箱点検]

○議長(林 昌枝君) 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件については同意することに賛成の方は「賛成」と反対の方は 「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は「反対」とみなします。 投票お願いします。

〔投票用紙配付〕

〇議長(林 昌枝君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

[氏名点呼·順次投票]

O議長(林 昌枝君) 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長(林 昌枝君) 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

「議場開鎖]

◎議案第1号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第18、議案第1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〇村長(後藤幸三君) 議案1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定 について、提案理由の説明を申し上げます。

高山村の現状としては、再生可能エネルギーの普及を目的とした民間投資による太陽光発電の設置工事が進んでいる中、自然環境との調和が疑問視されているところでございます。

令和2年第2回定例会において後藤議員から一般質問があり、再生可能エネルギーと地域が うまく共存できるように、新たな条例の制定も視野に入れて進めていきたいと答弁をさせて いただきました。

今回の高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定は、村内の太陽光発電設備の設置について規制するものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年12月1日とさせていただきます。

なお、詳細の説明は地域振興課長から説明させていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい たします。

- 〇議長(林 昌枝君) 林振興課長。
- ○地域振興課長(林 隆文君) どうもお世話になります。私のほうからは、第1号議案ということで、高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書は48ページからになりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の改正については、村長の提案理由においても申し上げたとおり、太陽光発電設備の 設置について規制するものでございます。

第1条については、農地法等の現行の制度では規制の限界があり、太陽光発電設備の設置 事業においても、農村風景の景観が阻害されることが考えられます。そこで、目的を定義を させていただいております。

第2条につきましては、用語の定義となります。

1号については、10キロワットということで一般的な太陽光発電の事業用の定義をされております。

第2号につきましては、大規模な一団の開発による太陽光発電の事業用の定義、これ50キロワット以上の定義とさせていただいております。

3号から7号についても用語の定義となります。

8号、9号につきましては、住民トラブルを防止するための用語の定義となります。

49ページを御覧ください。

第3条につきましては、村の責務となります。

第4条につきましては、開発事業者等の責務の規定をしております。

第5条については、土地所有者の責務の規定となり、第6条については、地域住民の責務

の規定となります。

第7条については、適用範囲の規定となります。

第8条については、抑制区域の規定となり、規則において定めております。主な抑制区域 なんですが、農業地区域等、あと周りの区域、そして地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、 そして住宅介在区域等が抑制区域になってございます。

議案書は50ページを御覧ください。

第9条につきましては、事業者に遵守をしていただく配慮事項の規定となります。規則により、生活環境の保全とか、災害発生の防止及び安全対策、地域住民の対応についてを規則により規定をしております。

第10条については、許可に対しての、事業者の事前協議についての規定となります。

第11条については、地域住民の同意の規定となり、第12条については、地域住民への事業周知のための説明会の規定となります。第11条と第12条につきましては、住民トラブルを防ぐための事前準備ということでよろしくお願いいたします。

第13条については、許可申請の規定となります。

第14条については、許可の通知の規定となります。

第15条、第16条については、届出の規定となります。

議案書は、51ページになります。

第17条につきましては、事業に関する遵守の事項の規定となります。

第18条については、事業の完了に伴う確認の規定となります。

第19条地位の承継等、そして、第20条報告又は資料の提出、第21条立入調査、第22条指導、助言及び勧告については、不適切な事業者に対して、調査、報告、指導助言、そして勧告を行う規定となります。

議案書は52ページになります。

第23条については、虚偽の届出や勧告に従わない場合の許可の取消しについての規定をしております。

第24条については、勧告に従わない悪質な事業者の公表を規定しております。

議案書は53ページになります。

第25条については、公表した事業者の国とまたは県への報告についてを規定をしております。

第26条については、悪質な事業者の参入を防ぐため、公表した事業者への協議の拒否につ

いての規定を設けております。

第27条については、申請手数料等のほうを規定をしております。

第28条については、補足として、その他、必要な事項については規則で定める事の規定となります。

最後に附則になりますが、村長も申し上げたとおり、今年の12月1日から施行となっております。

以上で議案第1号の補足を終わります。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。 暫時休憩します。

11時10分から再開しますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

〇議長(林 昌枝君) 再開します。

◎議案第2号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第19、議案第2号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(後藤幸三君) 議案第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布され4月1日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の改正は、第1条と第2条の2条立ての改正となっております。

改正の主な内容ですが、第1条関係では、村民税において非課税範囲及び所得控除、村たばこ税において課税標準外の法改正に係る改正を、第2条関係では、村民税において法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、村民税の納税義務者、法人の均等割及び法人の均等割の税率、村たばこ税において課税標準の法改正に係る改正でございます。

改正の詳細につきましては税務会計課長に説明していただきます。慎重審議の上、可決決 定いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(林 昌枝君) 会計課長。

〇会計管理者兼税務会計課長(星野茂樹君) お世話になります。

それでは、私より、高山村税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にもありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法等の 一部改正が行われた事により本村税条例の一部を改正するものでございます。

なお、1条から2条までの2条立てとなっておりますので、ご了承をお願いします。

それでは議案書は55ページ、新旧対照表は1ページから御覧ください。

最初に、第1条関係からご説明いたします。

村税において。

第24条第1項第2号では、地方税法第295条、これは個人の市町村民税の非課税の範囲を うたってあるところですが、第1項の改正によるもので、その内容は非課税措置について、 寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものです。

第34条の2では、地方税法第314条の2所得控除の改正に伴う改正で、その内容は、所得 控除について、ひとり親控除を控除する等の所要の措置を講ずるものです。

新旧対照表は2ページになります。

第36条の2、第1項では、地方税法第314条の2所得控除の改正による条文中の項ずれを 反映するものです。

新旧対照表は3ページになります。

村たばこ税において。

第94条第2項では、地方税法第467条たばこ税の課税標準のところで、第2項の改正に伴う改正で、その内容は軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すというものです。

続いて、第94条第4項では、地方税法施行令第53条の2製造たばこの重量又は金額の本

数への換算方法について、第1項の改正に伴う改正で、その内容は地方税法第467条たばこ 税の課税標準、第2項の改正に伴う規定の整備となっております。

新旧対照表は4ページになります。

附則第3条の2、第1項では、地方税法附則第3条の2延滞金及び還付加算金の割合等の特例の改正に伴う改正で、その内容については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備となります。

新旧対照表は5ページになります。

附則第4条第1項では、地方税法附則第3条の2の2納期限の延長に係る延滞金の特例の 改正に伴う改正で、その内容は租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整 備となっています。

新旧対照表は6ページになります。

附則第17条第1項では、地方税法附則第34条長期讓渡所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例、第4項の改正に伴う改正で、その内容は低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものです。

議案書は56ページになります。

附則第17条の2、第3項では、地方税法附則第34条の2優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例第4項から第6項の改正に伴う改正で、その内容は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。

次に、第2条関係の説明に移ります。

新旧対照表は8ページになります。

最初に、村民税において。

第19条では、地方税法第326条納期限後に納付し、または納入する市町村民税に係る延滞 金、第1項の改正に伴う改正で、その内容は地方税法321条の8法人の市町村民税の申告納 付の改正による条文中の項ずれを反映したものです。

新旧対照表は9ページになります。

第20条では、条例第52条法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第4項の削除に伴う規定の削除となっています。

第23条第3項では、地方税法第294条市町村民税の納税義務者等、第8項の改正に伴う改正で、その内容は地方税法施行令第47条収益事業の範囲に規定する収益事業の定義を追加、

またあとで出てまいります条例第48条の改正による条文中の項ずれを反映しております。 続いて、新旧対照表は10ページになります。

第31条第2項では、地方税法第312条法人の均等割の税率、第1項及び第4項の改正に伴う改正で、その内容は法人税法において通算法人ごとに申告を行うこととすることに伴う規定の整理となっています。

議案書は56ページから57ページ、新旧対照表は13ページになります。

第48条のうち、第1項から第4項では、地方税法第321条の8法人の市町村民税の申告納付の改正による条文中の項ずれを反映しています。

同条第5項から第7項では、地方税法第326条納期限後に納付し、または納入する市町村 民税にかかる延滞金の改正による項ずれを反映。

項が削除となります旧第9項では、地方税法第321条の8の規定の削除に伴う削除となっています。

同条第9項から第15項では、地方税法第321条の8の改正に伴う改正で、その内容は条文中の項ずれを、また条例の改正による条文中の項ずれを反映しております。

同条第16項では、地方税法321条の8法人の市町村民税の申告納付の改正に伴う改正で、 その内容は法人税において通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定 の整理、また条例の条文中の項ずれを整理となっております。

続きまして、新旧対照表はちょっと飛びまして19ページになります。

第50条第2項から第4項では、地方税法第321条の12法人の市町村民税の不足税額及びその延滞企の徴収の改正に伴う改正で、その内容は地方税法第321条の12の改正による条文中の項ずれを反映、また法人税において通算法人ごとに申告を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整理となっています。

続いて、新旧対照表は21ページになります。

第52条では、地方税法第327条法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、第4項から第6項までの改正に伴う改正で、その内容は法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の削除となっています。

新旧対照表は23ページになります。

村たばこ税において。

第94条第2項では、地方税法第467条たばこ税の課税標準、第2項の改正に伴う改正で、 その内容は軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、令和2年10 月1日から2段階で見直すものです。

続いて、附則に移ります。

附則第3条の2、第2項では、条例第52条法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞 金、第4項の削除に伴う削除です。

議案書は58ページになります。

附則の第1条は、施行期日について。

附則第2条では、延滞金にかかる経過措置について。

附則第3条及び第4条では、村民税に関する経過措置について。

附則第5条及び第6条では、村たばこ税に係る経過措置について、それぞれ規定されております。

以上で、補足の説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第20、議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 議案3号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号につきましては、高山村国民健康保険税条例の一部について改正を要することから、今回その改正をお願いするものであります。

議案書61ページ、新旧対照表は24ページを御覧ください。

改正は、第24条の4、第1項第2号中「被保険者であった者」を「被扶養者であった者」 に改めるものでございます。

この規定は、国民健康保険税の減免の特例についての規定で、今回の改正は制度上の改正ではなく、字句の改正となります。

以上、議案第3号につきましてご説明を申し上げました。

慎重審議いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の 説明といたします。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第4号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第21、議案第4号 高山村基金条例の一部改正についてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 議案第4号 高山村基金条例の一部改正について、提案理由の説明を 申し上げます。

今回の条例改正は、現在の高山村基金条例の中の積立基金に10の基金が設置されていますが、これに、高山村森林環境譲与税基金の追加をお願いするものでございます。

平成31年4月、森林経営管理法が施行され、森林環境譲与税は、それぞれの地域の実情に 応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施する財源として譲与されて おります。

この森林環境譲与税の使途は法令で定められているため、令和元年度に実施した事業で、 執行残額1万8,000円が生じましたので、基金に積立てるべく、条例に追加するものでござ います。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい たします。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(林 昌枝君)** 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第22、議案第5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 議案第5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、村営住宅の設置条例が未整備であることから、高山村村営住宅管理条例に 設置に関する条項を加える改正となります。

議案書65ページを御覧ください。

目次の改正に続き、第1章、第2条の次に第2条の2を追加し、第2条の2において、表のとおり、村営住宅の名称、位置及び種別を規定するものとなります。

慎重ご審議いただき、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたしま す。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(林 昌枝君)** 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

〇議長(林 昌枝君) 日程第23、議案第6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変 更請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〇村長(後藤幸三君) 議案第6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約 について、提案理由の説明を申し上げます。

テレビ無線共聴システム設置工事は、令和元年12月6日の第4回定例議会において、工期

を令和2年9月30日まで延長する変更請負契約を可決いただき工事を進めているところですが、東京電力実施の電柱改修工事及び装柱作業に時間を要するため、引き続き工期を令和3年3月22日まで延期するものでございます。

つきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の 規定に基づき、高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約を締結するため、地 方自治法第96条の第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

- ○議長(林 昌枝君) 本案については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号~議案第10号の一括上程、説明

○議長(林 昌枝君) 日程第24、議案第7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)から日程第27、議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号)までの4議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(後藤幸三君) 議案第7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,768万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,030万2,000円といたしたいものでございます。

歳出補正の主な内容でございますが、国の第2次補正予算、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を受け、事業者への支援策や感染症対策としての増額補正を、また、感染拡大の防止のための今年度の予定していた事業の休止または縮小となった事業費の減額補正を、7月の人事異動に伴う人件費の補正を、事業量の増加等に伴う補正について計上させていただきました。

なお、本補正による財源については、臨時交付金及び、内部留保資金としてございます普

通交付税等を充てたいと考えております。

補正の詳細な内容につきましては、総務課長より説明をいたします。

慎重審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とい たします。

- 〇議長(林 昌枝君) 割田総務課長。
- ○総務課長(割田 眞君) それでは、私のほうから補正予算の内容について補足の説明をさせていただきます。

まず、議案書の1ページを御覧ください。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。

第2条につきましては、地方債の補正を規定してございます。

それでは、5ページを御覧いただきたいと思います。

5ページは地方債の補正でございます。

第2表で、まず変更。

起債の目的が観光交流館整備事業、こちらにつきましては、観光交流館整備事業のうち国庫補助事業の対象部分が増えたため、起債のほうも合わせて増額とするものでございます。

それと、臨時財政対策債、こちらは額の確定により、減額をするものでございます。

次に、2の廃止でございますが、こちら、IP無線機導入事業、今年度予定をしてございますが、これは起債対象事業から国庫補助事業対象に変更させていただいたため、今年度の起債事業から廃止ということで削らさせていただきました。

それでは、事項別明細について、9ページから説明をさせていただきます。

9ページ、10款1項1目地方特例交付金では、額の確定により増額を、11款1項1目地 方交付税においても、交付額の決定により増額を行うものでございます。

下の表になります、15款1項1目民生費国庫負担金では、管外広域保育に関する国の負担 金及び子育て世代包括支援センターに係る国の負担分の増額補正をお願いするものでござい ます。

次に、10ページを御覧ください。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金の内、 2 節企画費補助金では、国の第 2 次補正新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の内、専決で補正をさせていただいた分の残りの分の補正となります。次に、 4 節の戸籍住民基本台帳費補助金では、システム改修に係る経費の10割の補助金を、次、 2 目民生費国庫補助金では、障害者自立支援に係るシステム改修に

係る経費の補助金を、3目衛生費国庫補助金では、子育て世代包括支援センターに係る人件 費の補助金として、次、5目商工費国庫補助金では、観光交流館建築工事の補助対象が増え たことによる補助金を、それぞれ増額をお願いするものでございます。

次に、7目の教育費国庫補助金では、事業の実績により補正をお願いするものでございます。

その下の9目消防費国庫補助金では、消防用無線機、こちらが先ほど申し上げました起債 対象外となりましたので、補助金を活用とすることとしたため増額をお願いするものでござ います。

次に、16款、一番下の表になりますけれども、16款 1 項 1 目民生費県負担金では、管外 広域保育に関する県の負担金及び子育て世代包括支援センターに係る県の負担分の増額補正 をお願いするものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

11ページの2項2目民生費県補助金では、老人住宅改造費の事業増により補助金の増額、 保育所及び児童館にコロナウイルス感染拡大防止対策事業に充てるための補助金の増額をお 願いするものでございます。

次に、17款財産収入1項1目利子及び配当金では、上州高山ふるさと寄附基金利子の増額を、2項2目財産売払収入では、こちら中山城の御城印販売収入の増額と農林関係は、イベントの中止による売り払い収入の減額をお願いするものです。

次に、12ページを御覧ください。

12ページ、19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金では、普通交付税の増額と事業の縮小等により、当初の予定より財政調整基金からの繰入れが少なくて済む見込みとなり、減額とするものでございます。

次に、21款諸収入、4項1目雑入では、4節農林水産業費雑入で、昨年支払いしたものが 予定より少なかったため返戻となるものでございます。

9節教育費雑入では、海外派遣が中止となったため減額するものでございます。

22款村債、1項5目商工債では、起債対象事業が増えたことによる増額、7目消防債では、 無線機導入事業を起債対象事業から補助事業へ切り替えたことによる減額、9目臨時財政対 策債では、額の確定による減額をお願いするものでございます。

次に、13ページをお願いします。

歳出となります。

なお、歳出の説明につきまして、人件費につきましては割愛をさせていただきます。

まず、1款議会費、1項1目議会費では、新型コロナウイルス感染症により事業を縮小、 廃止したものを減額するものとメール配信システムの手数料の増額を、2款総務費、1項1 目一般管理費では、事業の縮小に伴う食糧費の減額をお願いするものでございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。

14ページ、4目財産管理費では、感染症対応交付金事業として、役場庁舎の分室化及び備品購入にかかる経費の増額を、5目企画費においては、むらの中心地づくり事業、地域おこし企業人活用事業及び地域おこし協力隊活動事業の縮小により、減額をお願いするものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

6目防犯交通費では、事業の縮小による減額を、8目電子計算費及び諸費では、目内での 予算の組替えを、12目地域づくり推進費では、地域おこし協力隊活動事業で修繕費と資格取 得等負担金の増額と、賑わい交流事業及びふるさと祭り事業では、事業の縮小に伴う減額を、 体験交流館管理事業では、修繕費の増額をお願いするものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。16ページの中段となります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、法改正に伴うシステム改修費の増額を、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、交流施設なごみ運営事業及び17ページの社会福祉協議会運営補助事業、2目老人福祉費敬老会事業は、事業の廃止、縮小により減額するものでございます。

また、感染症防止対策事業として、高齢者のマスクの配布に関する費用の増額、介護保険 事業では、事業の縮小による減額を。また、高齢者各種助成事業では、老人住宅改造費補助 金の追加申請があるため、増額をお願いするものでございます。

下の表になりますが、3目障害者自立支援給付事業費では、審査支払い等システムの改修 費用の増額。一番下になりますが、4目地域生活支援事業では、吾妻広域の負担金の追加分 の発生により、増額をお願いするものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

18ページの一番上、7目保健福祉センター費では、感染防止対策事業として厨房水栓交換費用の増額をお願いするものでございます。

次に、3款になります。3款民生費、2項1目児童福祉総務費では、管外保育1名分の委託料の増額、2目保育所管理費では、感染拡大防止消耗品及び備品の購入費及び国・県交付

金の返還金の増額を。3目児童館管理費では、感染防止対策のため消耗品及び備品の購入の 増額をお願いするものでございます。

次に、19ページをお願いします。

4款衛生費、1項1目衛生総務費では、健康づくり事業の廃止となった事業費の減額、2 目保健予防費では、感染症対策支援金として医療機関、原町赤十字病院になりますが、こちらへの支援金の増額、感染防止対策事業として消耗品の購入費用の増額、また、子育て世代包括支援センター運営事業及び20ページになりますけれども、施設管理事業では、10月に新たに開設を予定している事業となります。このセンターを設置することにより、子ども・子育て支援交付金の対象となり、国・県から交付金がきているということでございます。

20ページの中段を御覧いただきたいと思います。

3目環境衛生費、こちらは霊園管理事業で、現在空いている区画の基礎の修繕が発生する ための増額補正をお願いするものでございます。

21ページを御覧ください。

21ページ、6 款農林水産業費、1項3目農業振興費では、まず、農産物等PR事業では、 藤沢の市民まつりが中止になったための減額、農産物ブランド化推進事業では、りんどうの 培養施設の追加修繕が必要になったため増額、高山きゅうりのGI登録にかかる費用の増額、 有害鳥獣対策事業では、電気柵補助金の追加申請分の増額をお願いするものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費では、薪ストーブ購入補助事業で、購入補助金の増額補正を行うもの でございます。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費では、高山村商工会振興対策事業でナイトウオークが今年度中止となったため補助金の減額、事業持続化給付金事業では、事業者への給付金の増額、また、指定管理者への施設休業に伴う休業支援金として増額を行うものでございます。

一番下になります。3目観光総務費では、観光PR事業で中山城御城印の増刷を行うための増額を。ページを渡って23ページに行っていただきまして、吾妻合同物産展事業で事業が中止となったため減額。それと道の駅中山盆地施設管理事業で、施設の急な修繕に対応するため修繕料の増額を。感染防止対策事業で、道の駅においての感染防止対策用消耗品購入費用の増額をお願いするものでございます。

4目道の駅整備事業費では、補助対象が増えたことによる国庫補助金起債額が増額となり

ました。そのための財源変更となります。

次に、8款1項2目国土調査費では、今年度、役原地区の調査に入るところですが、消耗機材類及び業務委託料に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

一番下になります。 4項1目住宅管理費では、村営住宅管理事業で、税制改正により家賃の算定に変更が生じるため、公営住宅管理システム保守委託料の増額を。24ページに行っていただきまして、3目住宅政策費では、要望に応えるため住宅リフォーム補助金の増額をお願いするものでございます。

次に、9款消防費、1項1目消防費、こちら消防団運営事業については、起債事業を国の 補助事業に切り替えたため、財源変更となります。

次に、ポンプ操法競技大会事業及びポンプ操法競技大会出場補助金交付事業につきまして は、大会が中止となったため減額をするものでございます。

25ページをお願いします。

25ページ、10款教育費、1項1目教育総務費、教育総務事務費では、事業の縮小による 食糧費の減額、備品購入費では、カメラの購入による増額、中学生海外派遣事業につきましては、事業の中止によることの減額となります。

GIGAスクール構想事業につきましては、入札による執行残額の減額と26ページに行っていただきまして、交付金による備品の購入費の増額をお願いするものでございます。

次に、2項1目小学校の学校管理費では、小学校運営事業及び小学校通学バス管理事業に つきましては、事業縮小による減額となります。

次に、感染症対策のうち学習環境整備事業では、工事費において入札差金の減額と感染予防備品のパーティション等の購入にかかる増額を。感染防止対策事業では、マスク等消耗品の購入にかかる増額をお願いするものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費では、中学校運営事業で事業の縮小による減額を。感染症対策のうち学習環境整備事業では、入札差金の減額と施設備品としてのマイクユニットの購入費用の増額を。感染防止対策事業では、感染防止用の消耗機材類の購入をお願いするものでございます。

次に、4項1目幼稚園管理費では、幼稚園通園バス管理事業で事業縮小のため減額、感染 症対策のうち学習環境整備事業では入札差金の減額と、28ページに移っていただきまして、 保育用の机等の備品購入の増額、感染防止対策事業では消耗品の購入、非接触型体温計の備 品購入費の増額をお願いするものでございます。

5項1目給食センター運営費は、財源の変更となります。

29ページの中段を見ていただきたいと思います。

6項2目文化財保護費では、まず、文化財一般管理事業で、尻高人形の定期公演が中止となったための減額となります。

次に、埋蔵文化財事業につきまして、原地区において土地改良事業を計画しています。これに伴い埋蔵文化財の試掘を行う必要が出てきました。今回の補正において専門職員の報酬、通勤手当、消耗品費、業務委託料を新たに増額補正をお願いをするものでございます。

次に、3目社会体育費につきましては、各種大会の中止に伴う減額となります。

31ページを御覧ください。

31ページ、12款公債費になります。公債費では、1項1目元金、2目利子については、 消防用無線機購入費用を起債対象から外したことにより減額するものでございます。

13款諸支出金、1項1目基金利子積立金では、上州高山ふるさと寄附基金へ利子の積立ての増額と、この基金積立費は、こちらは先ほど条例改正で提案をさせていただきました森林環境譲与税基金へ積立てをするものでございます。

今回の補正予算で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止、または縮小となった事業の総額、こちら3,470万9,000円でございます。これは今回の補正において減額補正をして計上させていただいております。

大変雑駁ではございますが、補足の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○村長(後藤幸三君) 議案第8号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号) につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ43万3,000円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,152万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により事業を中止したため、減額補正です。

歳入では、主に、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料で10万円の減額、3款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金で10万円の減額、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業支援交付金で10万8,000円の減額、5款県支出金、3項1目地域支援事業交付金で5万円の減額、7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金で5万円の減額となります。

歳出では、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費において財源の

変更、3款2項1目一般介護予防事業費において、各地域で行っているいきいきサロンや一般介護予防教室が中止になったことにより、40万円の減額、また、3款3項4目認知症総合支援事業費において、認知症カフェなごみ茶屋が中止になったことにより、3万4,000円の減額となります。

慎重な審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。 議案第9号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案 理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,375万7,000円とするものでございます。共済費の率 の改定に伴う人件費と、吾妻郡水道協会の会費増額補正をお願いするものとなります。

歳入では、5款繰越金、1項1目繰越金を4万9,000円増額し、今回の補正の財源といた します。

歳出では、1款総務費、1項1目総務管理費で、4節共済費が4万1,000円の増額、18節 負担金補助及び交付金で8,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。 次に、議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号) についての提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,543万1,000円とするものでございます。職員に子供 が生まれたことにより、職員手当等の人件費の補正をお願いするものとなります。

歳入では、5款繰越金、1項1目繰越金を33万1,000円増額し、今回の補正の財源といた します。

歳出では、1款総務費、1項1目一般管理費、3節職員手当等で28万6,000円、4節共済費で4万2,000円の増額となります。

慎重なご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。 〇議長(林 昌枝君) 本案については、議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎陳情書等について

○議長(林 昌枝君) 日程第28、陳情書等についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任 委員会に付託しましたので報告します。

以上、暫時休憩に入ります。

午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時 0 0 分 再開 午後 1 時 0 0 分

〇議長(林 昌枝君) 再開します。

◎一般質問

○議長(林 昌枝君) 日程第29、一般質問を行います。

◇ 野 上 冨士夫 君

○議長(林 昌枝君) 最初に、5番、野上冨士夫議員の発言を許可します。 野上議員。

〔5番 野上冨士夫君登壇〕

○5番(野上富士夫君) 議長の許可がありましたので、私は、出産祝金について村長にお伺いをしたいと思います。

本村の出産祝金制度は、出産を祝い、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成に寄与することを目的に、高山村出産祝金支給条例が平成14年4月1日から施行されました。平成30年度に祝金額は改定され、現在は第1子20万円、第2子30万円、第3子以上50万円の出産祝金が支給されています。

支給実績が分かる平成23年度から令和元年度までの9年間における出産祝金の支給状況は、第1子75件、第2子71件、第3子32件、第4子9件、第5子2件、第6子1件、合計190件となり、既に32人は村外へ転出しています。

平成14年度の制度開始でございますから、平成14年に生まれた子供は、今年度18歳になって来春は高校卒業し、その後専門学校、あるいは短大に進学し、4年生の大学に進学したとするならば、その後社会人となって、高山村から転出する子供の数がどのぐらいになるのか注視していきたいと思いますけれども、この出産祝金は、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減になるのは明らかでございますけれども、少子化対策のための効果は限定的であると思われます。

また、昨年の出産祝金の支給において、本来の趣旨にそぐわず、村民から疑念を抱かれる事例がありました。財源が村民の血税である以上、制度の見直しも必要であると思われます。たたき台の一案として、現在の出産祝金と入学祝金を盛り込んだ子育て応援給付金支給条例を制定し、今後の高山村の財政状況及び他の様々な祝金や見舞金、あるいは福祉施策とのバランスを考慮し、一人当たりの祝金の合計額を20万円ぐらいとしたらいかがなものか、村長の所見をお伺いいたします。

- ○議長(林 昌枝君) 村長より答弁を求めます。 村長。
- **〇村長(後藤幸三君)** ただいま、野上冨士夫議員からの一般質問をいただきました。それに お答えしたいと思います。

本村の出産祝金制度につきましては、野上議員のご質問のとおり平成14年度に出産奨励金として始まり、当時は3子以降を出生した場合に奨励金を支給しておりました。その後、数回にわたり条例を改正し、金額や対象者を見直して現在の祝金制度となっております。

この制度の目的に対する効果については、議員もご指摘のとおり保護者の経済的負担の軽減にはつながるとは思いますけれども、次世代を担う児童の確保についてへの効果は、限定的となってしまう感が否めません。

また、支給要件が曖昧であったため、祝金を受給してから間もなく転出される方もいて、 高額な祝金を支給するに当たり問題点があるため、議会からもご指摘をいただき、本年の第 1回議会定例会に受給資格と祝金の返還について、条例を改正させていただきました。

しかし、今回の議員のご指摘や監査委員からの提出された決算審査意見書にも祝金の費用 対効果、また、問題点などを改善するように、本制度の見直しについて強く言及されており ます。

執行者としては、これらのご指摘を重く受け止め、本制度の見直しを検討しなければならないと考えております。

なお、見直しの内容につきましては、現在執行部で村全体の各事業の検証をしており、他の事業とのバランスや村の財政事情などを考慮して、費用対効果が十分発揮できるような、よりよい制度にしたいと考えております。

つきましては、今後条例の改正、または新規制定など想定されますが、議会の皆様のご理解とご協力を賜るようお願い申し上げ、野上冨士夫議員の一般質問にお答えしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 野上議員。
- ○5番(野上富士夫君) 「過ちて改めざる、是を過ちという」、これは中国の孔子の言葉でございますけれども、この出産祝金制度については、今後、村民の疑念を抱かれることのないような制度設計を検討していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

◇ 後 藤 明 宏 君

○議長(林 昌枝君) 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

[1番 後藤明宏君登壇]

○1番(後藤明宏君) 私は、高山村の農地、農業の持続化計画について、村の意見をお聞き したいと思います。

高山村の耕地整備も30年以上を経過しており、本村での整備は水田整備が主流でしたが、 至るところで水路の老朽化が進み、近年の異常気象下において田植え時期、水の確保に苦慮 している地域もあります。水不足が懸念される地域の給水パイプライン化の検討と水路の老 朽化対策についてお考えをお聞かせください。

また、近年、田畑での機械化が進み、大型トラクターでの作業やコンバインでの稲刈りが 主流になりつつあります。1区画50アール以上の圃場が求められる中、原地区での20へク タール以上の耕地整備が計画され、令和5年より整備が始まる予定と聞いております。その 計画のかんがい施設の導入とかんがい設備のあるハウスの貸出しについて、中山間地の気候を生かした特産物の団地化の計画が必要と思いますが、村長の所見をお伺いいたします。

○議長(林 昌枝君) 村長より答弁を求めます。 村長。

〇村長(後藤幸三君) 後藤明宏議員の一般質問にお答えいたします。

本村の耕地整備につきましては、後藤議員のご質問のとおり農業構造改善事業による新田 五領地区土地改良事業を皮切りに、昭和40年頃に完了し、その後、幾つかの補助事業等によ り13地区の土地改良事業を行ってまいりました。

完成後は、土地改良組合も解散しているため、現在は水路等の老朽化をしている箇所については、受益者5戸以上の農地をよくする協働事業制度により、対応しているところでございます。

また、今現在、原地区で進めております土地改良事業につきましては、農地中間管理機構 関連農地整備事業にて行っていますが、これは国が50%、県が27.5%、村10%、地元が 12.5%本来負担しておりますが、今回の事業では、担い手の農地の集積・集約を加速化す るため、農地中間管理機構へ貸し付けている農地について、農業者の申請、同意、費用負担 によらず、都道府県が実施する基盤整備のため、国が地元負担分を持つので受益者負担がご ざいませんが、基盤整備のみの事業であるため、かんがい設備を整えた事業の実施はできま せん。

そのため、かんがい施設を整えた事業になると、ほかの補助事業に乗り換えて行うことになり、また、その場合、地元負担金が発生することになるため、ほかの事業への乗換えは検討を要するところでございます。

あと、水不足が懸念される地域への給水パイプライン化についてですが、やはり水源の確保等が問題になってくると思われます。パイプライン化するためには、水源のため池等の整備をしたり、パイプラインを埋設するため、10アール当たり50万円ほどかかるなど高額となり、事業費の総額を押し上げることになるため、地元受益者等ともよく相談して決めていかなければならないと思います。

それと、かんがい施設のあるパイプラインの貸出しについては、やはり使われる方々によってそれぞれ違いますので、もし、かん水チューブ等のかん水設備を導入したい方につきましては、高山村農業振興協議会で行っている生産資材の購入資金補助で50%、または10万円の低い額を補助しておりますので、そちらを活用していただくよう周知していただきたい

と思います。

最後になりますが、ハウス団地化の検討につきましては、生産団体の方々と今後よく話を 伺いながら、検討していきたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

- 〇議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) これからの農業経営は、大規模化に進むか、または施設栽培や付加価値作物の栽培になると思います。加温施設には、かんがい設備が必要です。今年のような8月の干ばつでは、一般圃場でもかんがい設備が求められました。

原地区の耕地整備は、今後の高山村の農業の方向性を担う事業になるでしょうか。耕作者を事前に募り、計画を立てて高山村の特産物の団地化を進めていただきたいと思います。 私の質問を終わります。

◇山口英司君

○議長(林 昌枝君) 次に、6番、山口英司議員の発言を許可します。 山口議員。

〔6番 山口英司君登壇〕

○6番(山口英司君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと 思います。

高山村役場内においては、コンプライアンス研修等の資質の向上策といいますか、職員のためのそういった研修等の機会がなかなか少ないというふうに聞き及んでおりますので、今回のこのコンプライアンスの推進に向けてということで質問をさせていただきたいと思います。

コンプライアンスという言葉は、一般的に法令遵守と訳されています。自治体のコンプライアンスにおいては、法令はもとより業務執行のために定められたルールや方針等に従うこと、村民の福祉の増進に向けて業務に取り組むことが求められています。

さらに、村民が期待する使命を果たしているか常に考え、よりよい村政の実現を図ってい かなければなりません。

業務執行のためにコンプライアンス方針の制定やマニュアルを作成することで、職員が取

るべき行動指針が具体的に示され、適切な判断や行動が可能になると考えます。村民から信頼される組織づくりのため、コンプライアンスの推進に向けて取り組んでいただきたい。後藤村長の所見を伺いたいと思います。

- O議長(林 昌枝君) 村長より答弁を求めます。 村長。
- ○村長(後藤幸三君) ただいま、山口英司議員の一般質問をお聞きいたしました。

日本国憲法第15条には、公務員の本質として、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されております。

高山村の職員が、全体の奉仕者として職務を遂行し、そして、村と行政が連携して村づくりを進めていくそのためには、村民からの信頼が不可欠と考えます。信頼を得るためには、常日頃からの職務に当たる姿勢はもちろんのこと、職務から離れても公務員としてのふさわしい言動、姿勢が求められます。職員の不祥事や不適切、不誠実な言動をはじめ、事務的ミスや窓口等での配慮を欠いた発言などは、村民の信頼を損ねる行為と言えます。

山口議員ご質問のとおり、よりよい村政の実現を図っていくためにも、公務員倫理、コンプライアンス方針を具体的に示すことが、信頼される組織づくりの実現に向けての方策と思います。

町村会等が主催する職員研修に参加した際にも、研修内容に公務員倫理等が盛り込まれていたり、コロナウイルス感染症対策として職員を在宅勤務にしたときには、公務員倫理等自習学習していただいたりと触れる機会がありましたが、日々変化する社会への対応をするため、今後研修会等を開催し、行動指針等を示すことにより良好な職場環境の確保につながるものと考えております。

以上申し上げまして、山口英司議員の一般質問にお答えいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 6番、山口議員。
- ○6番(山口英司君) 後藤村長の答弁にありましたように、ぜひとも研修会等の機会を増やしていただき、先ほど申しましたような職員の資質の向上に努めていただきたいと思います。今後、コンプライアンスの取組姿勢に関する村民の視線は、一段と厳しくなることが予想されます。仕事上の悩みや課題を共有し、相談できる風通しのよい働きやすい職場づくりを進めるためにも、コンプライアンスを組織全体に浸透させる必要があります。コンプライアンスに対する一層の取組をお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇ 後藤 肇 君

○議長(林 昌枝君) 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

4番、後藤議員。

[4番 後藤 肇君登壇]

○4番(後藤 肇君) 一般質問をさせていただきます。

まず、毎回させていただくことを光栄に思うところでございます。

まず、冒頭、村長のご挨拶の中にあったように、交流館について少し説明があったかなと は思うんですけれども、その内容について、再度ご質問をいたします。

観光交流館(仮称)スタッフ配置及び中山盆地のむらの中心地づくりへの転換について。 2021年4月開館を目指して工事が進捗中でございます。今年2月、全体のイメージが発表され、その後は具体的に展開がないまま、完成と同時にむらの中心地づくりに活動ができ

以上です。

○議長(林 昌枝君) 村長より答弁を求めます。

るのかお伺いしたいと思います。

村長。

〇村長(後藤幸三君) 後藤肇議員の一般質問にお答えいたします。

むらの中心地づくりの一環として、観光交流館(仮称)の造成工事、新築工事を進めているところでございます。

今年度より地域振興課内にプロジェクト室を設置し、組織体制づくりとして地域おこし企業人制度を活用して、株式会社Tree to Greenとの協議を重ねて、協定締結を進めております。

昨年度から事務局、専門員、地域の若手担い手、そして、今年度から新たに企業人の株式会社Tree to Greenを含めた中で、検討、情報収集を進め、観光交流館の必要機能、たかやま振興公社を含めた運営の巻き込みについて、民間のノウハウを生かし、検討をしながら集中的に整理を進めていきたいと考えております。

むらの中心地づくりの内容については、観光交流館が担う役割と機能、そして各施設との 関係性など取りまとめた実施計画を検討中でございます。その後、「むらの中心地づくり実 施計画(案)」をお示しできればと考えております。その実施計画に基づき、詳細設計を実施して、観光交流館の内装デザインへの反映を進めていきたいと考えております。

中山盆地についてはむらの中心地へ転換させるために、これまでの道の駅機能としての利便性に加え、各施設が持つ機能を有機的につなげ、むらの中心地全体を一体化として形成していくことが重要と考えており、そのため観光交流館を地域の方と本村を訪ねていただいた方との交流の場、そして村民にとっての居場所づくりの場として整備して、既存施設の目的や役割についても整理していく必要があると考えております。

さらに、中山盆地がむらの中心地としていく中で、たかやま振興公社の経営計画を進め、 情報共有をはじめとする内容のすり合わせを行い、たかやま振興公社と連携しながら観光交 流館の開設に向けた人員配置等についても進めていきたと考えております。

以上、後藤肇議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

- 〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 開館までに、もう時間とすると少ないわけでございますし、その中でいるいろな策を決定して進んでいくということは大変かななんて思うんですけれども、ぜひ、むらの中心地づくりを実施して、100年先まで住みたいような村づくりということでございますので、ぜひ頑張って私たちも応援していきたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

その中に、一つだけお願いなんですけれども、(仮称)交流館ということで話しが進んでいるわけですけれども、その辺の名称に対してもよく検討していただいて、やはり第一印象がかなり重要視される。例えば、高山の中山盆地という、分かりやすさ、そこに、今度は交流館というとちょっと何となくイメージ的にあれっていうのがございますので、その辺もぜひ検討していただきたいことを申し添えて、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(林 昌枝君) 以上で一般質問を終わります。

◎休会について

○議長(林 昌枝君) お諮りします。議案の調査及び審査等のため、9月5日から9月17日 までの13日間、休会といたします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月17日までの13日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(林 昌枝君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は9月18日金曜日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集 願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時26分

令和2年第3回高山村議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和2年9月18日(金)午前10時開議

- 日程第 1 委員会報告
- 日程第 2 付託陳情書審查結果報告
- 日程第 3 発委第 1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に 対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 4 議案第 1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定につい て
- 日程第 5 議案第 2号 高山村税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4号 高山村基金条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約について
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第 8号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 9号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2 号)
- 日程第14 認定第 1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について て
- 日程第16 認定第 3号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和元年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 日程第19 認定第 6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定につい

7

日程第20 認定第 7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て

日程第21 認定第 8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第22 委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について

日程第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

 1番
 後藤明宏君
 2番
 佐藤晴夫君

 3番林和一君
 4番後藤肇君

5番 野上 富士夫 君 6番 山口 英司 君

7番 平 形 填喜夫 君 8番 奈 良 哲 男 君

9番 小林 進君 10番 林 昌枝君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

長 後藤幸三君 副村 長 平 形 郁 雄 君 村 教 育 長 山口 廣君 総務課長 田 眞 君 割 会計管理者兼 税務会計課長 星野 住民課長 茂樹君 飯 塚 欣 也 君 保健みらい 割 田 信 一 君 農林課長 平 形 英俊君 長 建設課長 地域振興課長 隆 文 君 飯塚 優一郎 君 林

教育課長 金井 等君

事務局職員出席者

議会事務局長 後藤 好 書 記 林 大生

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(林 昌枝君) 公私ともに大変お忙しいところ、まことにご苦労さまです。

ただいまから令和2年第3回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎委員会報告

○議長(林 昌枝君) 日程第1、委員会報告を議題とします。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

林委員長。

[総務文教常任委員長 林 和一君登壇]

○総務文教常任委員長(林 和一君) それでは、総務文教常任委員会管内視察報告を行います。

令和2年第3回高山村議会定例会。

令和2年9月18日金曜日。

総務文教常任委員長、林和一。

総務文教常任委員会では管内行政調査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

9月11日、第3回定例会休会中におきまして、林議長、後藤事務局長の同席を得て、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として今までに執行された各種事業の うち、委員会として所管する内容について調査を行いました。

まず、総務課所管の防災活動支援事業であります。

執行部側から割田総務課長、平形係長の出席の下、事業概要について説明を受け、その後、 整備された支援内容を拝見しました。

まず、飛沫感染防止対策物資の調達ということで、災害時の避難指定場所等において活用

するパーティション等であります。ファミリールームという製品で、一瞬で四角に展開できるテント様式のもので、占有スペースは4.4平方メートル、高さは巡視による安全確認が容易にできるよう1メートルとなっており、中はセットにある仕切りを使うことで2分割も可能で、1家族で大人2人、子供2人程度までなら十分プライベートが守られる大きさとなっています。1セット2万5,000円程ということですが、別に簡易のマットレスも準備されており、使い勝手も良いものではないかと思われます。コンパクトなセットでもありますので、災害時等の避難者対応には大変役立つことと思います。既に購入済みの30セットと、追加で70セット準備することとなっています。

また、停電時に対応する照明設備としてLED投光器があり、電源は蓄電池方式であるため、排ガスや騒音もなく快適で、携帯電話の充電端子もあり、また簡易な太陽光発電機により充電が可能で、この3点セットで35万円のところ、2分の1の補助金があり、2セット準備されています。照明はエコモード設定使用で72時間程度連続使用が可能であるとのことでした。

また、別に大型扇風機もあり、こうしたものを防災備品としてセットすることは大変役に 立ち有用であると考えますし、職員の目のつけどころにも敬意を表したいと思うものであり ます。

続いて、教育委員会所管の調査報告であります。

執行側から山口教育長、金井教育課長、大渕補佐、堀込特別派遣社会教育主事の出席をいただき、まず、コミュニティ・スクール構想について説明を受けました。

この9月1日付「いぶき会館だより」に、コミュニティ・スクール構想の記事が掲載されました。新しい構想であり、どういうものなのか関心を持ち、今回説明を受けることといたしました。

結論から申し上げますと、学校経営そのものに地域住民の意見を聞くというものです。その主体となるものは、学校運営協議会という組織であり、高山村では幼・小・中学校を一体化した組織として、教育委員会が任命する10人の委員で構成する組織を設置していきたいとのことです。

構成する委員は、学校運営に対して地域の声をより生かすために村内各界各階層から幅広く選定していくこととしており、学校の立場からすると、いわば学校長の外部ブレーンになるものであります。学校運営協議会の立場とすると、学校長が示す運営方針を承認したり、学校運営や教育活動に意見を述べることができるとしていますが、学校運営の責任者は学校

長でありますので、各種案件に対して意見が異なった場合には議論を尽くし対応していくこととなります。

この制度は、平成29年度の法律改正により制度化され、県下では既に44校が動き出している中で、吾妻郡下としては初となる取組で、村レベルでは南牧村に次いで2番目となります。高山村では令和元年度から協議を開始し、2年度中に運営協議会の組織化まで行い、令和3年度には発足していきたいとしています。

本村では、既に展開されている放課後子ども教室や各種分野において運営協議会制度の受入れ準備は相当整っているようであります。この学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼ぶもので、学校が特段変わるものではありません。

今後の学校の在り方を左右する組織となるのではないかと思われますし、非常に重要な存在となる組織に思われますが、目的とするものは学校を中心とした地域づくりであり、学校が本当に地域に愛され、教育の現場が充実し、すばらしいものとなっていくことを願うものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として整備された学校と幼稚園のエア コンの整備状況の現地調査を行いました。

現地では、教育委員会職員及び学校長、園長から設置状況と効果について説明を受けなが ら、内容の調査を行いました。

交付金を使ってのエアコンの一連の整備は、教室の造りや広さによって一部本体の仕様が 異なるものもありますが、いずれも目的は同様なものであり、空気清浄機との一体使用でよ り効果的な利用が図られているものも見られました。

整備状況は、幼小中学校全部で12室となりますが、使用頻度の高い特別教室に優先して設置しています。現場の声も聞きながら、交付金事業を有効に活用した学習の環境整備はよかったものと思います。

事業費総額が、関連事業も含め国庫補助金100万円と地方創生臨時交付金合わせて3,630 万円が執行されています。

また、既に入札は済んでいるものの、全国的な需要増から一部の製品納入が間に合わず、 蛇口の水栓交換工事は実行するに至っていませんが、これはやむを得ない状況であります。 蛇口水栓の交換工事の種類は2種類あり、トイレを中心とするセンサー式と、その他はレバ 一式とすることになっていますが、このうちセンサー式は在庫があるものの、1件5万円と 高価で、一方の需要増に対応し切れていないレバー式は1件5,000円程度と大きな価格差が あり、全部をセンサー式とするのは難しいということでした。

整備箇所数は、センサー式では、幼稚園で13か所、小学校で25か所、中学校で37か所、計75か所、一方、レバー式では、幼稚園で44か所、小学校で47か所、中学校で96か所で、計187か所となり、総数では262か所となります。

感染防止対策として重要な部分であり、インフルエンザ流行期を迎える前に交換工事を間 に合わせたいとしておりますが、早い時期の完成を望むものであります。

以上、総務文教常任委員会の管内行政調査の委員会報告といたしますが、お世話になりました関係職員の皆さんに感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長(林 昌枝君) ご苦労さまでございました。

それでは次に、農林建設常任委員会の報告を求めます。

農林建設委員長。

〔農林建設常任委員長 佐藤晴夫君登壇〕

○農林建設常任委員長(佐藤晴夫君) それでは、農林建設常任委員会の管内視察報告を行います。

令和2年第3回高山村議会定例会。

令和2年9月18日。

農林建設常任委員長、佐藤晴夫。

農林建設常任委員会では、去る9月10日に建設課の飯塚課長、山岸補佐、農林課の平形課 長、平形係長の同行をいただき、昨年の台風19号による被害箇所等の視察を行いましたので、 報告いたします。

昨年10月11、12にかけて本村を通過した台風19号の影響により、おおむね70か所、9,100万円の被害が発生しました。災害復旧工事は現在数か所を残すのみとなっています。今回の視察は、完了した災害復旧工事箇所のうち建設課所管2件と農林課所管1件について視察を行いました。

1か所目は、路肩が崩落した村道権現線道路復旧工事を視察しました。工事概要は、長さ15.3メートル、高さ3.8メートルの大型ブロック積工で、総事業費は約1,973万円でした。 擁壁の天端が道路肩より低くなっていたため、路肩レベルまで擁壁を積めば幅員が広がるのではないかと思われましたが、国庫補助事業で実施したため、国の査定では原状復旧が基本であり、予算措置がされなかったとのことでありました。

2か所目は、合併浄化槽を埋設している南側の土砂が崩落し、合併浄化槽の側面がむき出

しとなった浄化槽用地造成事業を視察しました。工事概要は、進入路、土工、土留丸太柵工一式などで、総事業費は約332万円でした。しっかりと盛土され、丸太柵による土留めもつけられ、原状復旧されていました。この合併浄化槽は、村が農村集落排水事業で設置したものであるため、村の事業として復旧工事が行われたものです。

3か所目は、延長31メートルにわたり路盤まで崩落した林道北山本線改良工事を視察しました。北山本線では5か所で災害が発生しましたが、その中で一番被害の大きかった場所となります。工事概要は、のり面保護工361.7平米、舗装工51.6平米などで、総事業費は423万円でした。下腹部は、蛇かごでしっかりと押さえられており、のり面もきれいに修復されていました。

今回は台風19号による災害箇所の一部を視察しましたが、近年、世界的な異常気象がもたらすゲリラ豪雨などにより、いつ、どこで、どんな自然災害が発生するか予想ができません。 避難所の確保等は行政でできますが、運悪く災害に遭ったときの身を守る行動は、個々の人が常日頃から考えておかなければならないと感じました。

以上をもちまして、農林建設委員会の報告とさせていただきます。

○議長(林 昌枝君) 大変ありがとうございました。

以上で委員会報告を終わります。

◎付託陳情書審査結果報告

〇議長(林 昌枝君) 日程第2、付託陳情書審査結果報告を議題とします。

総務文教常任委員会へ審査を付託した陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴 う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、審査結果 報告を求めます。

林委員長。

[総務文教常任委員長 林 和一君登壇]

○総務文教常任委員長(林 和一君) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての審査結果報告を行います。 総務文教常任委員会では、第3回定例会初日に審査を付託された陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 の提出について、9月11日委員会を開催し審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

提出者は群馬県町村議会議長会会長、仲澤太郎様であります。

本陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらし、地方税・地方交付税の大幅な減少が予想される。地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠である。こうしたことから、地方財源の確保を求める意見書を関係機関に提出するよう求めるというものであります。

当日は、総務課及び税務会計課職員の出席を求め、財務、税制等についての説明を受けました。

7月31日に内閣府が示した経済と財政の中長期試算では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響で、今年度経済規模はおよそ40兆円、GDP全体の7.3%縮小すると見通されており、これはリーマンショック時の倍に達する縮小規模に当たり、今後の経済全体にも残存して影響するとしています。

広く考えた場合、地方のみならず国においても財政運営が厳しい実情は同様であります。 全国各自治体としても自主事業を見直し、この困難な状況を乗り越えるために、今までにないような努力をしています。

しかしながら、財源の約3分の1を地方交付税に依存している当村においては、この影響を受けることは必至であり、村民福祉の停滞を回避するためには財源の確保が必須であることは明らかです。村として独自に新たな財源を求めることは大変困難であり、従来どおり地方交付税等に頼らざるを得ない状況であります。

以上のことから、総務文教常任委員会では、関係機関に対し意見書を提出するということで全会一致で採択と決定をいたしました。つきましては、議員各位の賛同をお願い申し上げ、付託陳情書審査結果報告といたします。

〇議長(林 昌枝君) ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから陳情第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに替成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第3、発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方 財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから発委第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第4、議案第1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 高山村太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第5、議案第2号 高山村税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 高山村税条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第6、議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 高山村国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。 本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第7、議案第4号 高山村基金条例の一部改正についてを議題と します。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 高山村基金条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第8、議案第5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正について を議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 高山村村営住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第9、議案第6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変 更請負契約についてを議題とします。

本件は、9月4日に上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 高山村テレビ無線共聴システム設置工事の変更請負契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号~議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第10、議案第7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)から日程第13、議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号)までの4議案を議題とします。

本件は、9月4日に一括上程され、議案調査となっております。

これから質疑を行います。

最初に、議案第7号についての質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。 6番、山口議員。

○6番(山口英司君) 議案書の25ページをお願いしたいと思います。

10款1項1目、教育総務費、GIGAスクール構想事業292万3,000円についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、小学校、中学校ともに学校内の情報通信ネットワーク環境を整備し、児童生徒1人1台のパソコン、いわゆるタブレット端末を導入することができました。今後においてICTを活用した教育方針、取組について説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(林 昌枝君) 教育長。
- **〇教育長(山口 廣君)** 山口英司議員の質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想におきましては、高山村は9月いっぱい、10月1日に全タブレットを配付実施する計画で今進んでいます。県のほうはちょっと遅れている関係で、もしかすると遅れるかもしれないんですが、それに伴いまして、以前説明させていただいたと思うんですが、県教育委員会より高山小学校がICT活用促進プロジェクトを今年度より3年間の指定を受けております。この構想につきましては、1人1台端末を利用して標準的な県モデルをつくるということで、群馬県版の新時代の学びを支えるICT活用推進モデルを構築して、全県へ普及することが目的となっております。

それを受けまして、高山村としましては、県と共同で3年間、端末の活用方法につきまして研究をしていきたいと思います。そのほかに独自研究も進めるわけですが、主に利用、活用能力の育成、それから教科等の指導におけるICT活用、そして公務の情報化の推進、教師に求められるICT活用指導力の向上及び学校におけるICT環境整備、そしてオンライン学習、これらのことを県と同時に研究をして、3年間の研究を進めて全県へ発信していくというような形です。

ですので、高山村としましては県との共同開発をしていきたいというふうに考えて、今準備を進めているところと同時に、県教委が小学校のほうに来て、実際にもう何度か研究の方向性等についてしています。そのようなことを教育委員会としても推奨していきたい、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(林 昌枝君) 6番、山口議員。

○6番(山口英司君) 教育長の答弁、ありがとうございました。

内閣が新しくなりまして、またデジタル化等を推進しております。そういうことに伴って、 この高山村の小学校、中学校へデジタルということで、こういったものの推進をよろしくお 願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 3番、林議員。
- ○3番(林 和一君) 14ページ、2款総務費、1項5目企画費の関係でお伺いをいたします。 コロナ禍にあって、事業の中止による大きな減額が見られます。新型コロナウイルス対策 の経費に振り替える考えによるものではないかと推測するものであります。村長も、当初予 算の組替えをしていくことを説明しておりました。

その中にあって、むらの中心地づくり事業及び地域おこし企業人活用事業について、人材 育成はどうなっているのかをお聞きします。

観光交流館建設という器の完成も心配される状況にあって、当然のことながら、計画のと おり令和3年4月全面オープンを目指すべきものであります。議会としては当初から、施設 完成後の運営をしっかり考えてほしいということが事業ゴーサインの条件であったわけです が、人材育成のための取組はどうなっているのか、改めて伺います。

議案審査の中で、諸条件がまとまってきた段階で進めていきたいというような説明がありました。残り6か月間の中で希望に沿える、また運営に堪えられる人材の育成または確保が心配されるものでありますが、現状はどのような状況にあるのか。また、どんな方向を検討しているのか説明をお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(林 隆文君) どうもお世話になります。

林議員のご質問ですが、むらの中心地づくりの人材育成、そして運営に関する組織づくり ということでご質問がありました。その経過について、私のほうからちょっと説明をさせて いただきます。

まず、観光交流館の関係なんですが、6月中に造成をする予定で、7月から工事に入る予定でしたが、今現在、造成のほうが大分目途が立ちまして、9月16日に県の許可、開発許可のほうが下りました。ただ、まだ建築確認のほうが下りていませんので、そちらのほうにつきましては清水設計さんと話をして、厳しい指導をしながら、今後、適合判定を待ちながら、建築確認が出た時点で建設の杭打ちを始めたいと思います。

それに伴いまして、むらの中心地づくりなんですが、今、専門員の小島先生、昨年度も19回ちょっと来庁をしていただいて、村の若手の方、あと推進チーム、そして企業人でありますTree to Greenさん、今年度からなんですが、その方を交えて、今、観光交流館4エリアあるんですが、その人材育成について、村の若手の方と話をして、どういう形でもっていったほうがいいのか、例えばむらの中心地として何を一番に、優先順位をつけて、業者さんを入れるなり、例えば村の事業者さんを入れるなりという形で検討しています。あと、その関係で、振興公社のほうでも経営計画ということで、実際、今の人数だけでは無理なので、実際に観光交流館ができたときに、それにあたる人材について、今、駅長と話をしています。

その中で、ちゃんとした部分で観光交流館を支える人材育成をして、村のほうでも人材を 村の中から発掘をしながら、また外から入れる場合もあるんですが、またその辺は、Tree to Greenさんのほうの意見を聞きながら村のほうで判断をさせていただいて、案ができ た時点で議会のほうにもお示しをしていきたいと思っています。

実際、10月を目途にむらの中心地をある程度固めて、村の執行部のほうである程度案ができた時点で、議会のほうにもお示しができればと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。7番、平形議員。
- ○7番(平形眞喜夫君) ページ15から、2款1項12目、賑わい交流事業について、三國街 道中山宿祭りは、村主催からたかやま振興公社、中山盆地に運営を移行されていきましたが、 中山宿祭りが今後実行され、またどのようなことで進んでいくというのを教えてください。
- 〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(林 隆文君) どうもお世話になります。

平形議員のご質問なんですが、三國街道中山宿祭りの今後についてということで、村のほうでも今事業仕分けをしておりまして、未来プロジェクトのほうで。実際、三國街道中山宿については村のほうで主体でやっているんですが、イベント的に集客を目的にしたほうがお客さんも入ってくるし、道の駅、振興公社のほうにもお金が落ちるということで、そちらのほうに移行したらどうかという案がありました。それに基づきまして、今年度につきましては、コロナ感染の関係もあるんですが、縮小してする予定だったんですが、今年度については縮小しながらイベント形式、集客を目的としたもので振興公社のほうで実施をしたいと考

えております。

今後につきましても、実行委員さんも16名いらっしゃるんですが、その方たちと話をしながら、今後どういう形でやっていくのかというのを検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。
- **〇7番(平形眞喜夫君)** 交流人口の増加に伴い高山村の知名度を上げるためにも、一考をよるしくお願いいたします。

続きまして、19ページ、保健予防費、4款1項2目、母子保健事業について、子育て世代 包括支援センターの内容と活動方針をお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) みらい課長。
- 〇保健みらい課長(割田信一君) お世話になります。

平形眞喜夫議員の子育て世代包括支援センターについてお答えしたいと思います。

今までも、本村では母子保健事業の中で母子に関する支援事業などを実施してまいりました。しかし、今回の補正予算で、国や県が推進している子育て包括支援センターを設置し、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を包括的に提供することを目指すものでございます。

この事業は、吾妻郡内では既に嬬恋村と東吾妻町で実施しており、そのほかの町村でも今年度中に実施する予定です。

また、この事業を実施するに当たっての利点を申し上げますと、子育て世代が受ける支援の充実はもちろんですが、財政的にも国や県の補助金が交付され有利な事業と言えると思います。今回の補正では、運営事業で79万7,000円と施設管理事業で199万円の合計278万7,000円を歳出で計上していますが、その補助金として約3分の2に当たる185万6,000円を見込み財源充当しています。そのほかにも、保健師の人件費にも補助金が交付され、287万円を充当しております。

事業の内容ですが、まず、このデータの設置場所は保健福祉センターの2階にある保健執 務室を改修して使用する予定です。

業務内容につきましては、主に妊産婦や乳幼児等の実情を把握して支援プランを作成したり、妊娠・出産・子育てに関する各相談に応じ、情報提供、助言、保健指導などを行なったり、必要な場合は保健、医療または福祉関係機関などとの連絡調整を行うなどです。補正予算を可決していただいたならば、早速、準備に取りかかりたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。
- **〇7番(平形眞喜夫君)** 子育てについて不安を抱えている人も多いと思いますので、親切、 丁寧に、またサポートをよろしくお願いいたします。

それから、最後に、22ページ、7款1項3目観光総務費について、中山城御城印は、評判 もよく売れていると聞きましたが、村の文化財に指定された中山古城についても、歴史も古 い中山古城の御城印の作成はあるんでしょうか。

- 〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(林 隆文君) 中山古城の関係なんですが、今のところ中山城の御城印を道の駅のほうで売っていただいているんですが、その関係、尻高城も古城の関係も文化財の関係と絡みますので、教育委員会と話をしながら、今後そういう話が出てくれば、今後検討して出版ができればと思います。ただ、そういう話がない場合については、また白紙になるという、する場合があるんですが、今のところは中山城のみということでご理解いただければと思います。

よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 7番、平形議員。
- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。
 8番、奈良議員。
- ○8番(奈良哲男君) 21ページの農産物ブランド化推進事業の中で、植物培養施設修繕料。 勢多農林高校でリンドウの培養をしていただいているわけですけれども、その中で、培養に 使うインキュベーターというのが7基あります。7基のうち5基が故障したということで、 今回この修繕料が出ていると思います。5基も故障しちゃったんで、心配で、実は、11日だ ったと思うんですが、農林課長、それから林議員、山口副議長、それと農林課のほうの関係 の小林さんと5人で勢多農林へ行ってきました。今まではそんな細かいお話をできなかった んですが、いろんなお話を聞いてきました。リンドウの培養って非常に高度な技術が必要と いうことであります。勢多農でもかなりいろんな形で苗を作るのに相当プレッシャーがあり まして、例えば1,000本供給するのには倍くらいの苗を作らないと供給できないというよう

なことがあるそうです。そんなことも踏まえまして、7基のインキュベーターがフル稼働しないと実はできないという、リンドウって結構難しいとこもあるので、そのインキュベーターの中に増やす次のもとの苗をとっておかなければならないというような事情もあるそうです。そのインキュベーターをフル稼働しますと、前にも議員さん方から指摘があったように、電気代がマックスで20万近くかかったということがありました。勢多農のほうもかなりそのことで、電気代がかかっているということで普通の培養室に入れてみたり、いろんなことで電気代を節約をしていただいているような状況であります。そんなこともありまして、リンドウ農家にしてみると、あがつま1号という高山の品種でもあります。

今後、その事業というのを継続、私はそういう学校とかそういうところと一体になって、 地域のブランド品とかそういうのを作っていくのは非常にいいことだと思っているんですけ れども、村の執行部側で今後もその事業を進めていくのかどうか、その辺のところをお伺い したいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(林 昌枝君) 農林課長。

○農林課長(平形英俊君) 奈良議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

勢多農林高校に置いてあります植物培養インキュベーター装置の現状についてでございますが、この装置は平成24年に7台購入しまして、今年で8年目を迎えます。そんな中、平成31年1月に、7台あるうちの1台は故障した旨の連絡を勢多農林高校の先生から受けまして、その後、立て続けに、ほかの4台についても、エアコンが正常に動作をしない報告を受け、令和2年度当初予算において、植物培養インキュベーター装置5台分の修理代を計上させていただきましたが、その後、もう1台も正常に動作をしないということで、再度メーカーを呼んで、装置を確認していただき、再見積りを提出させ、今回9月補正において、もう1台分の修理代を計上させていただいております。

修理代が合わせて67万6,000円となっております。やはり耐用年数等の関係もありまして、 7台中6台が故障してしまいまして、本来であれば培養の時期が6月から、遅くとも9月に は始めなければ、来年度もリンドウの苗の出荷分が間に合わないと、勢多農林高校の先生か ら連絡を受けておりまして、リンドウ組合の会員の方には、令和元年度分の苗につきまして はほかからの供給をお願いしますということでお伝えさせてもらっております。

今後につきましては、9月補正予算が可決になりました暁には、早急に植物インキュベーター装置6台を修理依頼を発注し、以前のように勢多農林高校の生徒によるブランドリンドウの培養を継続していきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 8番、奈良議員。
- ○8番(奈良哲男君) ぜひ、学校の…、高山にきて、やっぱり農家の方が、リンドウに限らず培養装置があれば、また…もできるんかなっていうふうにも考えますので、この事業を続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。 9番、小林議員。
- ○9番(小林 進君) 同じ、21ページの農業振興費ですけれども、高山きゅうりG I 登録ということで質問したいと思います。高山きゅうりは我々の議員仲間であります後藤明宏議員が名付け親であり、またそれを広げてきた…として、…わけでありますけれども、この高山きゅうりがいよいよG I 登録ということで進んでいるということは本当に大変喜ばしく思っております。そこで質問をさせていただきます。まず、1つ目の質問がG I 登録されるにはどのような要件が必要なのか。また、これを登録された、登録が許可になった時点で、その後の生産者の対応はどのようなあれになるのか。また、登録後の効果というのはどのようなかたちに、この3つの質問をさせていただきます。よろしくお願いします。
- 〇議長(林 昌枝君) 農林課長。
- **〇農林課長(平形英俊君)** 小林議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

高山きゅうりのGI登録についてでございますが、国の知的財産として営業上の標識についての権利である地理的表示のことをGIといいまして、伝統的な生産方法や気候、風土、土壌などの生産地等の特性が品質等の特性と結びついている商品であることとして国に登録されることを目的に取り組んでおります。

G I 登録の登録要件でございますが、地域での生産活動がおおむね25年以上行われており、 生産者を構成員とする生産者団体があることが求められております。G I 登録の申請につき ましては、平成30年3月に申請書を提出しておりますが、まだ審査段階で、登録には至って おりません。

また、GI登録をすることでのメリットでございますが、3つほどありまして、1つは差別化、ブランド化。2つ目が国が模倣品の取締まりを行ってくれること。3つ目が国際的にも保護され、類似品の被害も国が対策をとってくれることなどが挙げられます。

また、GI登録の登録状況でございますが、国内では令和2年8月時点で40都道府県で

98産品が登録されており、代表的なものでは夕張メロン等がありますが、群馬県ではまだ登録がなく、高山きゅうりが登録されれば、群馬県第1号となります。世界では100か国以上の国でGI制度が導入をされております。

登録後につきましては、高山きゅうりの会で高山きゅうりが登録になるため、会員の方は 登録標章GIマークをつけて販売し、会員以外の方は、高山きゅうりという名称での販売は できなくなります。しかし、会員以外の方がGI登録以前から高山きゅうりの名称を使用し ていた場合には、GI登録後7年間は高山きゅうりの名称で販売はできますが、7年経過後 は使用できなくなります。そのため、今後、会員以外の方で高山きゅうりを出荷する予定の 方がおりましたら、高山きゅうりの会へご入会していただくよう、生産者の方へも周知をし ていきたいと考えております。

高山村の伝統野菜として高山きゅうりが守られ、消費者に価値ある特産品として安心して 購入していただけるようになればよいと考えております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 小林議員。
- ○9番(小林 進君) 大変ありがとうございました。このように、こういうパンフレットを見ますと、日本でも有名な農産物等がいろいろ載っております。これはみんなGI登録されたものでございますけど、高山きゅうりもこのようなかたちになっていただければ、本当にすばらしい、これみんな高山から全て生産されるんだなっていう気がいたします。ただ、GI登録というのは本当に厳しいところもあると思います。うっかり高山きゅうりと書いて販売してしまう。そういうことも多々ある。普通に一般の人たち、作っているきゅうりでございますから、高山においてですね。その辺を、もし登録されたら徹底をして、推進して、すばらしいきゅうりを出してもらう、ブランド品となってもらうようお願い申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 暫時休憩とします。

午前11時10分から再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

〇議長(林 昌枝君) 再開します。

次に、議案第8号から議案第10号までの3議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いい たします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 質疑なしと認めます。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第7号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 令和2年度高山村一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和2年度高山村介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号 令和2年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和2年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号~認定第8号の質疑、討論、採決

○議長(林 昌枝君) 日程第14、認定第1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定 についてから日程第21、認定第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入 歳出決算認定についてまでの8議案を議題とします。

本件は、9月4日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、認定第1号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。 それでは、1款から2款について質疑を行います。

4番、後藤議員。

〇4番(後藤 肇君) 成果書の10ページ、これは補正でもちょっと話が出ていた件なんですけれども、むらの中心地づくり事業の件です。ここの一番上を見ますと、専門委員とかワー

キング、あと先進地視察とかという項目が実施されたわけなんですけれども、これだけの、 1年間で会合もしくは先進地視察を行って、何らかの結果として、こういうものでというこ とが何か残っているかなと思うんですけれども、その辺についてちょっとお話がいただけれ ば有り難いななんて思うわけですね。今までの中ですと、やはり結果を余り重視するという 部分もないような発言ていうのが多かったような気がするんです。これからのことを、そう いうことも見たほうがいいように私は見て感じたもので、ちょっとお話しさせていただいた んですけれども。よろしくお願いします。

〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。

〇地域振興課長(林 隆文君) 後藤議員の質問にお答えをいたします。

むらの中心地づくりなんですけれども、先ほど私ちょっと申し上げたとおりなんですが、 実際、むらの中心地づくり、専門員の小島先生を筆頭に、プロジェクト推進室ができて2人 の担当がついています。そして、村の若い方が若干名入って、その中で協議を進めています。 そして、振興公社の関係としては道の駅長とか、役員クラスを一緒に入れましてお話を進め ている最中でございます。

その中で、むらの中心地づくり、どういった方向に今後考えていくのかというのも、その中で話をされています。ただ、今回につきましては、どうしても観光交流館がメインになってしまっています。観光交流館が完成に向けて今4つのエリアを組んでおるんですが、その4つのエリアの中で、例えば人材育成をしたり、例えば村外の方の企業人を入れたり、もしくは企業の中から紹介してもらって、村内、村外の方から募る方法を考えているんですが、実際、どういう形で仕上がっていくのかというのは、まだはっきりは決まっていません。

実際の村の責任者という形で交流館に置こうと思って話はしているんですが、実際まだその成果的なものは上がっていないんですが、それを今、9月、10月で練り直しております。 11月ぐらいに議会のほうに、案ですがお示しができればなという今話をしています。今、詳細を詰めておりますので、専門員の小島先生も、今日も来られています。実際に毎週9月になって来られていますので、その辺をちょっと今詰めている段階ですので、具体的に成果は出ていないという部分があるんですが、ずっとやっていることですので、その積み上げた成果というのは、今まで9月、10月でまとめに入っていますので、その報告ができればと思っていますんで、どうぞご理解をいただければと思います。

〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。

〇4番(後藤 肇君) 私たちも、半年前の段階で、村の意向、ワーキンググループの会議、

道の駅のスタッフ、その部署の意見をすり合わせて、もう少し具体的に、まあ変更は随時あることだと思うんですね。ですから、その辺で、やはり一つの提示をするのも皆さんが安心する材料かなっていうことは考えるわけですね。その途中で、村報の中にでもこういう絵になりますよとか、1回だけ掲示というか提案があったんですけど、そういうことを常時やっていくことで皆さんが安心感を持つっていうようなことを感じるところなんですね。

ですから、要は、仕事に追いかけられている、仕事を追いかけていないということをちょっと感じるとこはあるんですね。前の道の駅を作るときにもそういうことで皆さん議員の方の中でもいろいろな意見を言って、大分違うとか、こうだとかということを聞いたんですけど、そういうことがないようにするのには、やはりこの段階で、まあ結果論として、今そういった急激にするわけにはいかないんですけれども、半年間ある中で最大限努力していただくことに尽きるかな思うんですけれども、結果論とすると、もうこの段階である程度のそういうものを示されて、それをみんなが変更していくかっていうのは皆さんの意見を聞きながらやっていく。素案的なところがないと、半年、来年、やはり心配なところがあるので、その辺のところ気をつけてぜひお願いしたいかなということを感じます。

以上です。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

- ○2番(佐藤晴夫君) 決算書の66ページなんですが、移住定住促進事業の中で、13の委託料、移住定住コーディネーター195万ほど予算計上して、決算となっています。この移住定住コーディネーターの195万というのは、飯塚咲季さんがコーディネーターになっていたと思いますけれども、人件費とか、イベントとか、委託内容はどの辺までこの中に含まれているのか、お聞かせいただければと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。
- 〇地域振興課長(林 隆文君) お世話になります。

佐藤議員のご質問なんですが、移住定住についてコーディネーターということで、先ほど 名前が上がった飯塚咲季さんにお願いしています。実際、全部で195万円の委託料を村のほ うから支払っております。その内容なんですが、人件費が主な内容になっています。人件費 は、週3程度で、打合せを兼ねて157日間ということで、その内容についてはとっています。 ただ、移住コーディネーターということで、実際外からお話があったときに、その必要経費 とか、出張旅費とか、あとは電話代、あともしくは移住定住について私は聞きたいとか、そ ういう形で、今話が年数件来ています。その関係で、全部それをお任せしているので、その 運営費についても充てていますので、実際に人件費的なものは100万ちょっとになります。 あとについては経費ということで、一括して委託をして支払っているような形になっていま すので、どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 成果説明書の13ページ、ここの一番下側に収受文書・起案文書等の文書保存・公開非公開等を管理する文書管理システム67台分の経費ということで、これが元年には前年度30年と比べて倍くらいになっているので、その辺の内容等の説明をお願いいたします。
- 〇議長(林 昌枝君) 総務課長。
- ○総務課長(割田 眞君) ただいまの後藤議員の質問で、前年と比較して増えている部分の内容につきましては、昨年度、平成31年から令和元年に変わりました。この年号の改修に係る部分が一番大きなものでございます。
- O議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(林 昌枝君) 次に、3款から5款についての質疑を行います。 3番、林議員。
- **○3番(林 和一君)** 成果説明書27ページ、3款1項1目温泉無料入浴券支給事業についてでございます。

村民の皆さんに温泉利用してもらうために始めた事業で、それ相当に効果はありますし、 事業としては住民福祉の一端を担っているものと思っております。発行枚数で2万5,300枚、 使用枚数が2万1,799枚、使用率が86%、金額換算では1,000万円を超えるものとなってお ります。

しかし、56%が直売所での使用となっており、ふれあいプラザ内のレストラン使用を含めると62%近くに達している現状から、使用が金券化している流れにあるので、その在り方を検討していきたいというような説明がありました。村としても、事業を検証していく取組をしていくという状況になっておりますし、住民福祉、また生産者に直結する直売所の利用にあずかっていること、公社の経営に対する影響があるということから考えると、今後、制度としてどう判断するか難しい部分もあります。慎重に検討してほしいと思っているときでありますが、そこで当面考えられること並びに将来に向けての方向性等についてお答えできる

ものがありましたら、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) みらい課長。
- ○保健みらい課長(割田信一君) 林議員のご質問にお答えいたします。

温泉無料入浴券は、林議員のご質問のとおり、多くの村民の方々に利用されており、大変好評を得ている事業だと思っております。議員がおっしゃるとおり、この事業を始めた頃、温泉入浴のみに使える券でしたが、ふれあいプラザに直売所やレストランなどが併設されてからは、そちらでも利用できるようになりました。

その結果、令和元年度の利用状況を見ますと、入浴に利用する割合よりも、レストランや 直売所で利用する割合のほうが高くなっております。決算額も大変高額なんですが、これを 民生費の社会福祉費で支出しておるということでございます。

今後の方向性についてなんですけれども、現在、議員がおっしゃったとおり、執行部で村全体の各事業で検討しておるんですが、その中でほかの事業とのバランス、また村の財政事情なども考慮いたしまして、村長と協議を進めて、今後の方向性、内容を決めていきたいと思っております。ただ、与える影響が大変大きいことは十分理解しておりますので、今後も慎重に検討してまいりたいと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

- ○議長(林 昌枝君) 次に、6款から7款についての質疑を行います。 2番、佐藤議員。
- ○2番(佐藤晴夫君) 決算書の136ページ、真ん中、有害鳥獣関係で補助金、19の補助金で村単の有害鳥獣電気柵の補助金と県民参加型特別対策鳥獣被害防止施設事業の電気柵の補助だと思うんですけれども、あと、そのほかに国庫補助のほうもあるんですけれども、この内容、採択基準の内容等について教えていただければ有り難いと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 農林課長。
- 〇農林課長(平形英俊君) 佐藤議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

電気柵等の設置に伴います農産物被害対策事業費補助金の採択要件についてでございますが、先ほどの佐藤議員のご指摘のとおり、国庫補助、県の補助、村の補助の3種類ございます。

まず、国の補助事業についてでございますが、事業名が鳥獣被害防止総合対策交付金事業 といいまして、事業主体は協議会で、事業内容は直営施工で、受益戸数が3戸以上であれば 補助対象になり、補助率は資材費のみとなりますが、定額10分の10となっております。この定額というのは補助単価が定額となっておりまして、1段1メーター当たり税抜き124円と決まっており、受益戸数は3戸以上であれば補助対象となりますが、この基準単価を超える金額になる場合には、事業自体が対象外となってしまいます。

また、国の補助事業を受けるには、前年度に申請を受けて国に要望し、次の年度、次年度に採択で事業実施となるため、2か年事業となってしまいます。

次に、県の補助事業でございますが、事業名が小規模農村整備事業県民参加型特別対策といいまして、こちらは事業主体が団体で、事業内容は、住民参加による直営施工で、受益戸数が2戸以上であれば補助対象になり、補助率は県が2分の1、村が4分の1の合わせて75%補助となり、こちらは予算の範囲内であれば単年度事業となっております。

最後に、村の補助事業になりますが、事業名が農作物被害対策事業費補助金で、県の補助 事業に満たない、個人で防護柵を設置する場合について、資材購入費及び農作物の防護対策 に必要な電源の引込み工事に要する経費に対して、補助率は、村2分の1、50%補助となっ ており、こちら上限は50万円未満となっております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 2番、佐藤議員。
- ○2番(佐藤晴夫君) 3種類の補助金があると思うんですけれども、個人的には小規模のやつ、そういった場合には2分の1の村の補助。それで、2年間かかるとなると、国庫補助事業10分の10で基準額を超えなければいいということなんですけれども、簡単に考えると2戸以上で2分の1の、村が4分の1、県の補助事業が一番良さげなんですけれども、こういったことについてのPRもまた皆さん、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 7款の61ページですが、イルミネーション事業、これは30年度に比べると元年は予算が半額ぐらいになっているわけなんですけれども、こういう…の方々、イルミネーションというのはするものかなと考えると、削減することは削減しなければいけないんですけれども、ある程度のお金はかけて、やはり皆さんの目を楽しませているという意味からしますと、やっていただきたいかなという感じなんですが、去年のイルミネーションですと、ちょっと国道側と新治線側からも見づらい、まあ来た人が見ればいいんだからという部分もあるんですけれども、車に乗ってある程度行ってみようという興味を持たれるようなイルミネーションの展示というんですかね、そういうのもぜひ考えていただいて、あとは

業者に頼むのもいいでしょうし、商工会の方にもというような話もちょっと出ていましたので、ぜひその辺、あらゆる手段を使って、最小限で最大限のイルミネーションができるようなご配慮をいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(林 昌枝君) 地域振興課長。
- ○地域振興課長(林 隆文君) 後藤議員の質問、イルミネーション事業なんですが、こちらのほうについては平成30年度から当初の一番最初の事業になります。こちらにつきましては県の千客万来事業に基づきまして千客万来支援事業ですね、県の県単事業ということで2分の1の補助が出ます。そのとおりなんですが、平成30年度は496万8,000円ですか、その半分の248万の県の補助が出ています。その関係などで、当初につきましては材料費も入っておりますので、実際上積みになっているような形になっていますが、基本的に材料費込みになっていますので、当初は値段が高くなっています。2年前につきましては234万3,000円、こちらにつきましては装飾だけということで、委託業者につきましては平成30年度に業者のプロポーザルによって実施をさせていただきました。その内容を確認して、今の業者に選定をしております。その結果、昨年のその業者さんのほうに装飾を依頼しております。実際に村のほうで業者、集客を兼ねていますので、安価で、例えば見栄えが良くてそういうものができる業者さんがいれば、村内業者、または村外業者、安価でできる業者と話ができて、集客を見込めるようないいものができていければと思っております。

今後の課題なんですが、その後も含めて村のほうで考えていきたいと思いますので、どう ぞよろしくお願いいたします。

- ○議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) 成果説明書の52ページ、水田農業推進事業についてでございます。決算書の138ページを見ていただくと、非常勤職員報酬と農家組合活動補助金ということで、予算額の3分の2、残り3分の1は経営所得安定対策推進事業補助金に充てられていますが、減反政策が廃止された中、農家組合活動の意義は何があるでしょうか。また、本年の農家組合数と組合組織の解散数と、また解散理由を教えていただければと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 農林課長。
- ○農林課長(平形英俊君) 後藤明宏議員のご質問についてお答えさせていただきます。

後藤議員のご質問のとおり決算書のほうでございますが、138ページ、6款1項3目の水田農業推進事業におきまして、非常勤職員報酬につきましては、農家組合長22人分の報酬と農家組合活動補助金としまして、合わせて74万5,600円を支出しており、決算額の約3分の

2を占めております。残り3分の1は経営所得安定対策等推進事業補助金として、高山村農業再生協議会が行っております事業の普及推進、水田推進事業に対する補助金を支出しております。

国の減反政策として、2018年(平成30年度)になりますが、国による生産目標量の配分が廃止されましたが、自治体や農協などが中心となり、生産量の目安を示して、急な増産を避けておりました。そんな中、農家組合活動の意義につきましては、現状では県の再生協議会から米の配分目安となる面積が示され、毎年、3月頃に村の再生協議会総会におきまして、村の目安を決め、その後、経営所得安定対策推進会議におきまして水稲生産実施計画一体化台帳を農家組合長さんを通じて各農家の方へ配布をし、それを回収していただく作業と、回収していただいた水稲生産実施計画一体化台帳を事務局等で修正及び更新作業を行った後、6月ぐらいに水稲生産実施計画書一体化台帳を再度、農家組合長さんを通じて各農家の方へ配布及び回収していただいております。

また、農家組合数でございますが、現在22農家組合ありまして、解散したところにつきましては新田上と関田の2農家組合が解散をしております。解散しました地区の資料等につきましては、直接農家の方へ返信用の封筒を同封し郵送をして送付をしておりますが、回収率が悪く担当より催促の連絡をさせていただいて、回収をしているような形が現状となっております。

また、農家組合を解散しました理由等につきましては、非農家の方が増え、活動意識が薄れてきたからということで聞いております。監査委員さんからも、農家組合活動等についての指摘事項があり、今後、農家組合長さん等からご意見を聞きながら、今後の農家組合活動等についてどうしていったらよいか相談・検討をしていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) 今後、農業者も徐々に少なくなってくると思いますので、やはりこの 組織というのもいろいろ考える時期かなと思いますので、またよろしくお願いします。
- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) 次に、8款から9款について質疑を行います。

8番、奈良議員。

〇8番(奈良哲男君) 成果説明書の中で69ページ。村営住宅建設事業についてですが、4棟

の、中山団地の4棟の解体工事が終了し、今空地になっています。今後その利用についてお 伺いしたいと思います。分譲も含んで…。よろしくお願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 村長。
- ○村長(後藤幸三君) ただいま奈良議員さんのほうから住宅環境のご質問がございまして、この壊した棟にはちょっと事件がありまして、その後しばらく使っていたんですけれども、どうも人気がなくて、いつも空いている状態。これを壊して、もうちょっとほとぼりが冷めたら分譲にしようか、あるいはまた別の棟を立てて入居し直す、そういうことですので、まだしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。
- 〇議長(林 昌枝君) 8番、奈良議員。
- ○8番(奈良哲男君) 村長の答弁でよく分かりました。

続いて、9款なんですが、73ページの災害対策事業の中で、村民に広くハザードマップを 配布していただき、村民の方は大体災害時にはどこに避難すればいいかというのは周知して いるだろうと考えます。しかし、来村者というか、よその方が見えた場合にどっちに行って いいか分からない。それを表示した場所がないと。他町村へ行くと、ここは避難所ですとい うような看板があります。村はそういう看板はつける予定というのはあるでしょうか。

それともう1点なんですが、キャンプ場のほうの関係なんですが、キャンプ場を訪れる方がマックス450名くらいいるそうです。私も一度経験したことがあるんですが、バーベキューをやっているときに大雨が降りまして、牧場から出るところなんですが、もう水があふれちゃって、車がとても通れる状態じゃなくて、上の林道を回って帰路したというようなことが1回あります。そういう場合の避難の仕方だとか、いろんな方法を。あと誘導だとか、どこに避難したらいいかとか、みどりの村に関しての避難する場所、あとは誰が誘導するのか、そういうのがはっきりしていないというような話を聞きました。その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長(割田 眞君) ただいまの奈良議員のご質問の、まず1点目、案内看板ですね、 避難所につきまして、昨年の台風19号のとき、道の駅を避難所にさせていただきまして八十 数名の方が避難していただきましたが、入り口には「避難所」という看板は出させていただ きました。ただ、多くの人の目に触れる場所というのがなかなかちょっと、台風という状況 だったもんですから、入った風除室、あちらに設置させてもらいまして、案内表示をしたわ けなんですけれども、今後どのような災害が起きるか分からないこともありますので、そう いった看板の出し方にもちょっと工夫をして、避難所、道の駅だけではないもんですから、 避難所につきましても表示を出したいと担当にも話しておりますので、今後検討していきた いと思います。

それと併せて、避難の関係ですのでキャンプ場の関係もちょっと申し上げさせていただきます。

キャンプ場の関係につきましては、避難の指示とか、あるいは誘導というのは、基本的には施設の管理者であるキャンプ場の管理者が当然行うべきものでございます。現在の様子をちょっと伺いましたところ、特に大きな雨は降っていないというところで、利用者に対しては、急な雨が降った場合は車の中に避難をしてくださいといった指示をしているそうです。最近の雨の降り方でどういった災害が起こるということも分かりませんので、そういったところは、また道の駅の中でマニュアル等を作って、どこに避難したらいいかという、そういう誘導の仕方等も今後検討していきたいということを申しておりました。

先ほど奈良議員もおっしゃいましたように、あそこも雨が降ると洗い越しの橋が通れなくなってしまいますので、そういったことも踏まえて、今後マニュアルづくりを進めていくということも話しておりましたので、よろしくお願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 8番、奈良議員。
- ○8番(奈良哲男君) ぜひ看板の、よく見かけると、例えば小学校の校庭の隅のところに災害時の避難所とか、そんな看板が、白いような看板がよく見られます。ぜひ、そのようなかたちで設置いただきたいと思います。みどりの村のほうも、ぜひそういう組織といいますか、誰が責任もってマニュアルを作るというのも必要だと思いますので組織づくりとかそういうのをよろしくお願いします。

終わります。

- 〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 今の項目で、今度高山村に2か所雨量計を設置したと、3か所というように聞いた声もあるんですけど、これは迅速な情報収集をして的確に知らせるということなんですけれども、その辺は、迅速にという言葉では迅速ですけど、どういった情報で村民の方に知らせを出すのか、分かる範囲で結構ですけれども教えていただければと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 総務課長。
- ○総務課長(割田 眞君) 雨量計の設置につきましては、村民誰もが見られるような状態にはしてございます。ただし、これはスマートフォンやパソコンがないと見ることができません。

こういった情報、現在、この地区で雨量どのぐらいかという情報は今、防災無線等では流 していないんですけれども、避難指示等で、出す際の目安として数字のほうは押さえてござ います。先日の大雨では、原と尻高で大分雨量の差もございました。そういったことも踏ま えて、うまい情報の出し方というのも改めて検討課題と思っておりますので、その辺ご理解 をお願いいたします。

- 〇議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) 成果説明書の69ページ。8款4項3目の住宅リフォーム補助金ですが、 この補助金の補助内容と申請方法を教えていただければと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 建設課長。
- **〇建設課長(飯塚優一郎君)** 後藤明宏議員からのご質問で、住宅リフォーム補助金の補助内容と申請方法というご質問でございます。

まず、高山村の住宅リフォーム補助金におきましては、補助対象者を村内の施工業者によりリフォーム工事を行うこととしております。当然、住民基本台帳に登録されている方、また転居等をした場合は、5年以上本村に生活基盤を置いてくださいよという、置かないといけませんよというような決まりでしております。

また、今年度からは空き家等を取得した場合、こちらも5年以上居住する意思があれば、 リフォームの対象としますよという形でなっています。また、世帯全員の方の税等は完納し ていることというような要件でリフォーム対象者としております。

事業対象となる住宅ですけれども、基本的には個人住宅になります。併用住宅の場合は、 個人住宅の部分の改修のみ対象とさせていただいております。

また、補助金の金額につきましては、工事金額が20万円以上のリフォーム工事を対象といたしまして、工事金額の20%、最高で50万円を上限として、リフォームする方の当該住宅については1回限りの補助ですよということで事業を行っております。

続いて、申請方法なんですけれども、申請様式が建設課またホームページのほうで交付を しておりますので、どちらも申請書で見積書だとかそういうものを添付して出していただき ますと村のほうで審査をいたしまして、交付決定をします。交付決定を受けますと工事がで きるようになりますので、工事を実施していただきまして、工事が完成をいたしましたら、 工事の完了届と補助金の請求を行ってもらいます。完了検査を実施いたしまして、補助金の 額を確定して振込みで住宅リフォーム補助金のほうを支払っているところであります。主な 対象工事の例といたしまして、屋根瓦の取り替え工事、外壁の補修工事、壁紙とか張り替え の内装工事、それと台所、風呂、トイレ等の改修工事、白アリを防止するための床の修理、 畳の表替え、それからガラス、サッシ等の取り替え、掘りこたつの取り付け、また住宅に付 随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置工事等をリフォーム対象とさせていただいてお ります。

- 〇議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) ありがとうございます。
 続きまして、8款4項4目の空き家対策事業についてお願いしたいと思います。
- ○議長(林 昌枝君) 何ページですか。
- ○1番(後藤明宏君) 69ページです。決算書は170ページ。現在の空き家対策推進協議会での検討内容の進行状況をお聞かせください。
- 〇議長(林 昌枝君) 建設課長。
- **〇建設課長(飯塚優一郎君)** 後藤明宏議員のご質問でございますけれども、空き家対策協議 会の検討事項について説明させていただきます。

令和元年度におきまして、空き家の対策協議会を2回開催しております。1回目は、初回ということで委員長とかっていう役職の決定を行いまして、空き家対策計画の進捗状況についての検討を行っております。空き家対策計画に基づいて、パンフレットの交付だとか、空き家相談の受け付け等ということになっております。そちらの検討をさせていただいております。

また、2回目についてもパンフレットの交付の関係。こちらについては税務会計課のほうと連携いたしまして、固定資産の関係の…と一緒に空き家対策の概要版のパンフレットのほうを交付するということになっておりますので、こちらのほうを検討しております。

また、本年度の事業の検討等も行っておりまして、例の空き家の実態調査のほうを再調査、
…ということで再調査のほうを実施しております。そちらも予算の補助だとかそういう検討もしております。また、条例規則に対する事項ということで空き家の適正化に関する条例の制定の件、それから、空き家の、特定空き家に指定された場合の解体工事の補助の検討を始めておりまして、令和2年度に解体補助、特定空き家の部分だけなんですけれども、そちらの取る予算のほうも検討をしております。大体こういった内容で検討をさせていただいておりまして、今年度につきましては、ちょうど今週の月曜日から空き家の再調査のほう、現地確認等を実施しております。そちらの結果が年内くらいには出ると思いますので、そちらの状況も、とにかく…のほうがございますので、協議会のほう開催させていただいて、報告を

して、協議のほうを行う予定としております。簡単ですけれども以上でございます。

- 〇議長(林 昌枝君) 1番、後藤議員。
- ○1番(後藤明宏君) その空き家の定義なんですけれども、高山の家だと、例えば倉庫があったり、豚小屋、家畜小屋がいろいろあるわけですけれども、そういうのは空き家に入るんでしょうか。
- 〇議長(林 昌枝君) 建設課長。
- **〇建設課長(飯塚優一郎君)** 基本的には、居宅をしているというか、住居としているものが 対象となるというふうに聞いております。
- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 暫時休憩といたします。再開は13時からです。よろしくお願いします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

〇議長(林 昌枝君) 再開いたします。

次に、10款について質疑を行います。

6番、山口議員。

○6番(山口英司君) 成果説明書の中では77ページの小学校運営事業、それから80ページの中学校運営事業、82ページで幼稚園の運営事業という項目があるんですが、学校運営という観点から質問をさせていただきたいと思います。

先日、しろがね特別支援学校で時間外労働が過小に記録されていたとされる問題が上毛新聞によって先日報道されました。働き方改革が叫ばれる中ですが、高山村における教職員の退勤時刻管理について説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(林 昌枝君) 教育長。
- **〇教育長(山口 廣君)** 山口議員の質問にお答えいたします。

高山村の教職員ですが、幼稚園につきましては村の職員であるので、村と同等のタイムカードを使った管理です。そして時間外勤務につきましては、事前申請による時間外勤務手当

の支給ということになりますが、小中学校につきましては県費負担教職員ということで、給料は県から出ています。そして教員ということで、基本的には時間外勤務手当というのは支給されません。先ほど議員のおっしゃいました管理につきましては、県内の小中学校で管理方式が違うのが高山村と玉村町の2町村だけがちょっとやり方が違いまして、高山村と玉村町につきましてはタイムカードで管理を学校職員もしております。そのほかにつきましては、県が支給しましたエクセルファイルで管理をするという形で、高山村はそれが出る前に、もう整備をしてしまった関係で、どの方法でやっても全然問題ないということになります。

そして、タイムカードで管理をしまして時間外につきましては、朝は8時15分からですので、小中学校の勤務は。その前にどのぐらい早く来て校務をしたか、校務以外のところは県全体が自己申告ですから、自己申告なんです。夕方5時過ぎに何時間自分がそれにかかわる仕事をしたかというような自己申告で管理をしております。ほかの県のものにつきましては、コンピューターをあけるとそういう時間が記録されて、コンピューターを切るとその時間が記録されるというパターンですけれども、そこから仕事をしなかった時間を引くというやり方で県のファイルのほうは管理をしていると。結果的にはどっちも同じなんですけれども、そのような管理方法をとっています。

その法的なものにつきましては、この4月1日から、今までガイドラインのみだったものを教育委員会規則で定めるようにということで、高山村の村立学校教職員の残業量の適切な管理に関する規則というのを定めまして、労基法と同じ45時間以上、そして80時間以上の2段階において管理をしまして、それを大きく超える場合には校長を呼びまして、教育委員会から指導をして、事業内容の見直しと指導をお願いします。もう昨年度、本年度も数回校長を呼んで、ちょっと多いなという職員につきましては、校長に小中学校とも指導をしました。

あと、その時間外勤務手当がないというのですが、教職員につきましては、教職員調整手当と特別手当の2つの手当が全員に、教諭というふうなものに関しましてはついている。それが特殊勤務と。給食の時間とか休憩時間がなかなかとりにくい、あるいは決まった時間がとりにくいということで、基本的には調整手当になる。その手当が支給されて、それがその代わりになる。ただ、ここ数年、しろがね等にありますけれども、管理職の忖度と新聞では書いてありますけれども、高山村としては一切そういうことはせず、オーバーしたものはオーバーしたもので出していただいて、学校、教育委員会で指導をするようにということで、正直に8時間を超えた先生については、これ県に報告、45時間を超えますと、どの先生が超

えたかを県に報告しますので、先生じゃない数ですね。あんまりそれが数か月続くと、誰だということで県のほうに報告するシステムになっていますので、一応そんな形で、管理につきましては高山村はタイムカード及び時間外の自己申告により集計を、エクセルファイルになるんですけど集計をして管理をしているというような方式をとらせていただいております。以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 6番、山口議員。
- ○6番(山口英司君) 教育長にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

時間管理を徹底していただきまして、教職員の負担をなるべく減らしていただけるようお願いしたいと思います。いわゆるそれが子供たちへのよい指導につながるものかというふうに考えますので。

以上です。

- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑ありませんか。
 - 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 成果書の76ページの中学校海外派遣事業なんですけれども、今年は中 止ということで、子供さんの…の状況というんですかね、その辺はどういう反応があったの か、ちょっとお聞かせ願えればと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 金井課長。
- **〇教育課長(金井 等君)** 後藤議員の質問に対して説明をさせていただきます。

今年度、4月に当初予算を上げさせていただきまして、海外派遣の準備を進めていたわけでございますが、コロナウイルス感染症の関係で、当初は11月、12月に延期ということで準備を進めてまいりました。しかしながら、感染症のほうの拡大がおさまらないということで、オーストラリアのほうでも入国のほうを拒否されているような状態で、とても行ける状態ではないということで、保護者の方にも学校より説明をさせていただいたり、こちらから通知を差し上げました。結果、保護者から苦情なり、そういうことは一切なく、いたし方ないということで了解をいただきまして、現在では、来年度、2学年一緒に、2年生、3年生になりますがオーストラリアのほうに派遣する準備を現在進めているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

- 〇議長(林 昌枝君) 4番、後藤議員。
- ○4番(後藤 肇君) 分かりました。よろしくお願いします。
- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

- ○議長(林 昌枝君) 次に、11款から14款及び歳入について質疑を行います。 5番、野上議員。
- ○5番(野上富士夫君) 私は、外国人留学生の収入未済額についてお伺いしたいと思います。 外国人留学生向けの専門学校であるNIPPONおもてなし専門学校・東京デュアラー校 の概要といたしまして、現在の生徒数、修学年数、学科、学費、留学生の主な国籍、卒業後 の進路等についてお伺いしたいと思います。
- 〇議長(林 昌枝君) 総務課長。
- ○総務課長(割田 眞君) それでは野上議員のご質問に私のほうから。

NIPPONおもてなし専門学校・東京デュアラー校についての概要を説明させていただきます。

まず、東京デュアラー校のこの言い方なんですが、東京と高山村2拠点居住という造語だ そうです。この意味につきましては。学校の内容につきましては、外国人留学生向け専門学 校、修学年数は2年でございます。

学科は、おもてなし学科、おもてなし調理学科、この2学科ございまして、その中でも、おもてなし学科につきましてはホテル・旅館国際コース、それとITコースの2コースございます。

学費につきましては、おもてなし学科が1年次に69万6,000円、2年次に61万6,000円、2年間で合わせまして131万2,000円の学費になります。その他共通経費がかかるようでございます。

それと、おもてなし調理学科、こちらは1年次が87万6,000円、2年次が79万6,000円、2年合わせまして167万2,000円が2年、おもてなし調理学科の学費。これにつきましても、その他共通経費がかかるようでございます。

生徒数につきましては、これは今年の4月の時点の人数でございますが180人で、大元であります前橋校につきましては800人の生徒がいるということでございます。

高山校の主な国籍ですが、ネパールが63人、ベトナムが66人、スリランカが36人、中国6人、あとはバングラデシュ、モンゴル、フィリピン、インド、台湾の方々が今高山の学校に来ています。

修学体系につきましては、2か月学校で勉強して、その後2か月は各ホテル等へ実習に出るということでございます。その2か月、2か月を繰り返して2年間が終了するということ

でございます。

卒業後の就職先でございますが、県外ではホテル、旅館、飲食店等に就職をすると。県内 に残っている生徒につきましてはホテル、旅館、飲食店、そのほかに起業したり、あるいは 進学をしたり、こういった生徒もいるということでございます。

令和元年度に卒業した生徒で国外に出た生徒はいないということでございます。

以上、概要を申し上げましたが、よろしくお願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 野上議員。
- ○5番(野上冨士夫君) ありがとうございました。

平成29年におもてなし学園と村で土地と建物の使用貸借を結んだわけですけれども、そのときの説明に、将来的には800人ぐらいの生徒を擁する学校にしたいというような話を聞きました。県庁の裏に前橋校があるわけですけれども、そこが今、聞きますと800人だと。同じような規模でございますけれども、高山村も人口が減少傾向になっており、あるいは今年は5年に一度の国勢調査の調査年と。それで3か月以上高山村に住んでいる人は国勢調査人口にカウントされる。それに伴って地方交付税も増額されると。大いに結構なことであると考える反面、やはり課題もあろうかと思います。

そこで、令和元年度決算における一般会計あるいは一般会計より繰入金をしている特別会計における外国人留学生等の収入未済額及び不納欠損額の状況についてお伺いいたします。 お願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 会計課長。
- **〇会計管理者兼税務会計課長(星野茂樹君)** 野上議員よりの外国人留学生に係る税等の収入 未済額及び不納欠損額の状況について説明いたします。

まず、令和元年度決算における収入未済額ですが、一般会計、特別会計があるわけなんですが、一般会計では村県民税で4人、金額にしまして11万1,300円、特別会計におきまして国民健康保険税で67名、金額にして484万4,996円、水道使用料で1件、59万7,588円、合計で72件、金額にして555万3,884円となります。

続いて、それらの不納欠損でございますが、まず、村県民税では、実人数が4人です。金額にして12万2,984円、国民健康保険税におきまして、延べ人数で8人、実人数で7人、金額にして46万9,423円、合計で、人数で12名、実人数11、金額にして59万2,407円の不納欠損の処理を行っています。

また、不納欠損の理由ですが、収入未済額の外国人留学生等が国外に転出し、転出先の住

所も不明ということで、これは担当のほうで出入国在留管理庁、俗にいう入管庁に確認した ところ、転出先の住所も不明ということから徴収は事実上無理だろうということで、不納欠 損としたものです。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 5番、野上議員。
- ○5番(野上富士夫君) 外国人留学生の収入未済額、あるいは不納欠損額について詳細なご 説明をいただきありがとうございました。

特に目につくのが国保会計でございますけれども、99人中3分の2に当たる67人が滞納しておると。しかしながら、32人は納税をしておるわけでございます。留学生が外国人ということで生活習慣あるいは文化、医療保険制度あるいは納税意識、全てが日本人と考え方が異なる点があろうかと思いますけれども、将来800人の生徒数になったときに、この割合で国保税が滞納されるというようなことがありますと、これは国保制度そのものの根幹にかかわる問題にもなりかねないと。そうすると、外国人留学生の修学年数は2年であると。そうすると、国民健康保険税については前年度の所得が全くない1年生であっても均等割と平等割が課税されると。2年の修学年数が過ぎますと、外国人留学生はほとんど村外に転出されるものと思われます。それが県外であり、あるいは国外であると、この収入未済額の回収は恐らく不可能になると。こういった場合には不納欠損額で処理する以外にないと思われます。そこで、不納欠損処理となる前に収入未済額の回収に努めなければならないわけですけれども、村の今後の取組についてお伺いいたします。

聞くところによりますと、税務会計課の職員が滞納整理に当たっておって、一生懸命それに努力をしておるわけですけれども、前橋校の状況なども前橋市役所で内容を聞いたりしておるようでございますけれども、これといった解決策は見当たらないわけですけれども、本人の納税意識を向上させる、あるいは根気よく滞納整理に当たることぐらいしか思い浮かびませんけれども、取組について何かありましたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(林 昌枝君) 村長。
- ○村長(後藤幸三君) 野上議員の質問に私からもお答えをしていきたいと思います。

東京デュアラー校は、高山でも調理おもてなし専門学校が開校されておるところでございます。卒業後、たとえわずかでもこの地域にとどまって、あるいは県内にとどまって就職していただければ大変有り難いというふうに考えております。

また、人口減少のさなかでもありますし、外国の子供たちが日本で生活して、ずっと生活できればいいんですけれども、そういう傾向になっていただければこのプログラムはいいのではないかと思っております。

また、外国の子供たちの生活環境、文化とか納税の意識というのは、やはり欠如しているようには思います。この税金がどのように使われているかということなどを子供たちに説明するとともに、それぞれの国の言葉でパンフレットを作って解説、説明して、納税してくれるように地道に取り組んでいくことが大切ではないかと思っております。

そしてまた、この地域の人たちとの交流をもっと多くして、村民との壁、敷居を低くして 子供たちと接するということは、日本の文化を知るということにもつながると思いますので、 そういった面からも、あらゆる面から納税に対する取組をしていきたいというふうに考えて おるところでございます。

また、大泉、前橋とかも外国人がいっぱいいる中で、そういった税はどういうふうにしているのかとか、よく指導を受けながら、また取り組んでいきたいというふうに考えております。大泉のほうでは、所帯を持っている人も、生活保護を受けている人もいると聞いておりますので、そんな中で、どんな取組をしているのかということも勉強しながら、子供たちと一緒に、このコロナではありませんけれども、一緒に住んでいくという目標を持って取り組んでいきたいと思っています。

- 〇議長(林 昌枝君) 5番、野上議員。
- ○5番(野上富士夫君) 税金や使用料の概要につきましては、外国人留学生だけではなくて、 高山村に長年住んでいる人も滞納がございます。ましてや外国人留学生に対する収入未済額 の回収は非常に難しい問題であろうかと思いますけれども、このままでいいということでは ございませんので、執行部、議会等で知恵を絞って、何らかの対応がしていければと思って おります。今後とも努力をお願いいたします。

以上です。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) 次に、認定第2号から認定8号までの7議案について一括に質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いい たします。 6番、山口議員。

○6番(山口英司君) 農業用水事業でございます。成果説明書では126ページ、決算書においては8ページです。

高山揚水場廃止協議事前調査費用1,176万1,200円についてなんですが、これは令和元年第2回定例会で増額補正されたものであります。この調査は、高山揚水場の廃止に向けて、給排水施設、設備についてどのように改修を行なえば万全な安全性が確保され、新幹線の運行に問題、影響がないという J R からのお墨付きを得るためのものであるとの説明を受けております。再度ということになりますが、J R との協議の進捗状況について説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(林 昌枝君) 農林課長。
- ○農林課長(平形英俊君) 山口議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

8月7日の議会全員協議会において高山揚水場廃止に関する経過報告をさせていただきましたが、昨年6月に議会へ説明をさせていただきました高山揚水場廃止協議に向けた事前調査について、JR東日本の関連会社であるJR東日本コンサルタンツ株式会社より、今年の3月末に調査報告書が提出されました。事前調査の概要ですが、村としては高山揚水場の廃止に当たり、JRの新幹線本線に与える影響を考慮し、高山揚水場に集まってくる4つの水源について、高山揚水場へ集まることなく、小野上方面へ排出するため、湧水の切り回し案をJR東日本へ提示をし、切り回し案が妥当かどうかの判断をJR東日本コンサルタンツ株式会社に調査委託を行いました。

結果から申し上げますと、幾つかの課題はあるものの、湧水切り回し案により廃止することが可能というものでした。

廃止に当たり、立て坑、揚水場、送水管の3つの区分でABC案の提示を受け、村長協議を行い、廃止費用のなるべくかからないA案、現状での閉鎖を採用したい旨を今年の4月に JR東日本へ伝えました。

村の提案を受け、JR東日本社内で協議を行い、7月27日にJR担当者より村へ報告がありまして、高山村が提示をしました現状での閉鎖のA案での廃止案では安全面で不安が残るということから、JR東日本から対策案が示されてきました。それによると、立て坑については砕石等で埋め戻し、ゴンドラ、地上建屋も撤去する。また、用水場については高山村とJRとの境界付近で通路を閉鎖し、高山村管理内に水を流さないよう、水路の切り回しを行う。そして、送水管につきましては、増水時に本線への流入を防ぐための堰の設置や、水路

の切り回しなどを行う対策の上廃止するという内容で、その費用につきましては、詳細設計 や設備、修繕費を除いての目安でございますが、1億6,200万円と報告を受けました。

その後につきましては、JR東日本コンサルタンツ株式会社の調査報告書及びJR東日本の廃止案を踏まえ、高山村としての協議案を作成し、再度JR側と協議の場を設けていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(林 昌枝君) 6番、山口議員。
- ○6番(山口英司君) 今説明をいただきましたように、高山村の考えている廃止で行えば1億6,200万円ですか。概々算費用というらしいんですが、大変なお金がかかるということになると思います。簡単な問題ではなく、これからもまだまだJRと高山村とのキャッチボールが必要になってくるかと思います。投げたら返して、それで終わりという、そういった問題ではないと思いますが、担当者から意見を聞きましたので、ぜひ後藤村長からこの事業の、聞きたいと思いますけれども。お願いいたします。
- 〇議長(林 昌枝君) 村長。
- ○村長(後藤幸三君) ただいま課長から説明がございました。私どもは立て坑をクローズするに当たって何の知識もないわけです。JRコンサルタンツにお願いをして、そういう金額が出たということでありますけれども、これは一つの自治体で解決できるような問題ではなく、私たちも国土交通省等々にお伺いを立てて、国の支援はできないものかということを訴えていきたい、そういうふうに考えております。
- 〇議長(林 昌枝君) 6番、山口議員。
- ○6番(山口英司君) 大変な問題だということは常々認識しておりますので、この問題は共に考えまして、ぜひこの問題に取り組んでいきたいというふうに考えます。できるならば、一つでもいいですか風穴を開けて、解決に向けて一歩でも前進したいというふうに考えておりますので、更なる取組を期待しております。

ありがとうございました。

- ○議長(林 昌枝君) ほかに質疑ございませんか。2番、佐藤議員。
- ○2番(佐藤晴夫君) 介護保険でちょっと知りたいんですが、決算書では22ページ。認定調査等の関係でちょっと聞きたいんですが、保険証の認定を受けるということで、…とか、これが新規の介護保険の保険証を持っている人だと思うんですけれども、このうち、主治医の

手数料、規定の手数料は…点とかありますけれども、近年で新規で認定を受ける方は何人ぐらいになるんですかね、その辺を教えてもらえたら有り難いんですが。

- 〇議長(林 昌枝君) 住民課長。
- **○住民課長(飯塚欣也君)** 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

介護認定を新規で受けられた方は、直近3年間では、平成29年度で70件、平成30年度で 54件、令和元年度で43件、直近3年間で167人の方が新規で認定を受けております。

以上でございます。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

最初に、認定第1号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第1号 令和元年度高山村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

「举手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号 令和元年度高山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第3号 令和元年度高山村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

「举手多数〕

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第4号 令和元年度高山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第5号 令和元年度高山村土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第6号 令和元年度高山村農業用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第7号 令和元年度高山村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 討論なしと認めます。

これから認定第8号 令和元年度高山村水をきれいにする事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

〇議長(林 昌枝君) 挙手多数です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査(審査)申出書について

○議長(林 昌枝君) 日程第22、委員会の閉会中継続調査(審査)申出書についてを議題とします。

お諮りします。

申出書のとおり閉会中の継続調査(審査)とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査(審査)とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長(林 昌枝君) 日程第23、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(林 昌枝君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(林 昌枝君) これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期15日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和2年第3回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時40分